

白井市立桜台小学校・桜台中学校給食のあり方検討委員会

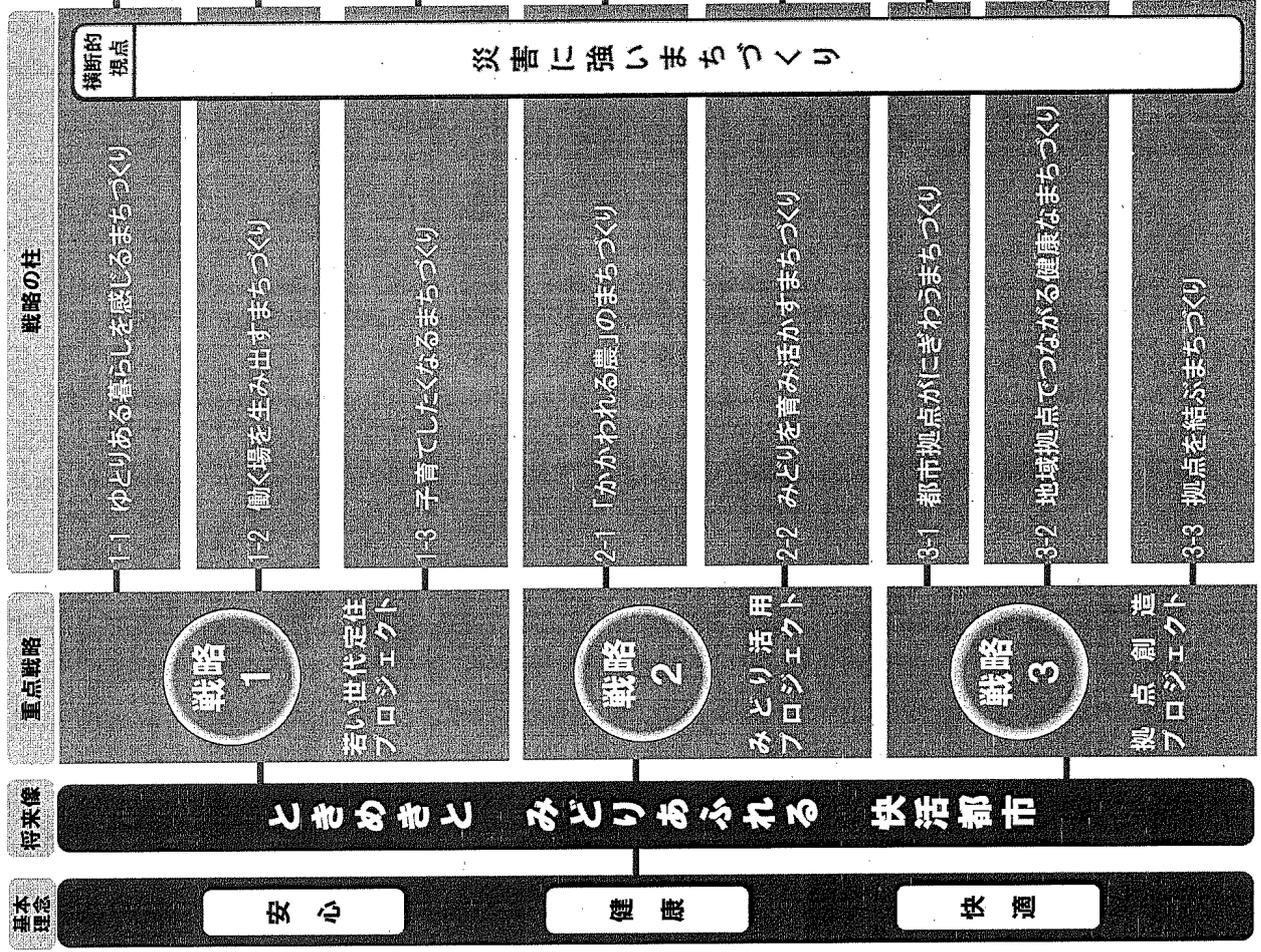
第 3 回 会 議 次 第

日時 令和3年6月22日（火）
午後 0時15分から
場所 白井市立桜台中学校（会議室）
白井市立桜台小学校（多目的室）

- 1 開会（桜台中学校）
- 2 本日の日程の確認
- 3 桜台小学校・桜台中学校の給食試食

（休憩・移動）
- 4 説明事項（桜台小学校）
 - （1）市の子育て施策について
 - （2）市の財政状況について
 - （3）学校での食育の取組について
- 5 議事
「桜台小学校・桜台中学校の給食のあり方に関するアンケートについて」
- 6 その他
 - （1）桜台小学校・桜台中学校の調理員さんへの質問について
- 7 閉会

白井市第5次総合計画 後期基本計画の体系



(1) 若い世代が魅力を感じるゆとりある住環境の形成 (2) 定住を希望する若い世代の支援 (3) 地域資源を活用した魅力ある暮らしの促進 (1) 工業団地などへの就業支援 (2) 異業種・異分野間のネットワークづくりによる交流・連携の支援 (3) 起業希望者に対する相談・支援 (1) 利便性の高い場所での保育機会の確保 (2) 子育てに係る経済的負担の軽減 (3) 地域での親や子どもたちの居場所づくりや子育て支援のしくみづくり (4) 確かな学力、豊かな心、健やかな体など未来を生き抜く力を育む学校教育の推進 (1) 多様な形態の農業経営と担い手の支援 (2) 農商工や産学官の連携による農産物の高付加価値化やブランド化 (3) 白井産農産物の販売の場や販売形態の充実 (4) だれもが豊に親しめる環境づくり (1) 白井の自然環境の豊かさを知り育むための環境学習の推進 (2) 市民によるみどりのネットワークづくりに対する支援 (3) 地域での環境保全や創出の取組としてのグラウンドワークの推進 (4) 自然とのふれあいや癒しの場としての里山の保全と活用 (1) 市役所・白井駅周辺や西白井駅周辺などでの地域特性に合わせたにぎわいづくり (2) 工業団地における産業機能の向上に向けた環境整備 (1) 小学校区を基本的な単位としたまちづくり協議会の設立の推進とまちづくりの人材育成 (2) 地域における助け合いや支え合いの促進 (3) ライフステージに応じた健康づくりの推進 (1) 幹線道路沿道などにおける開発誘導 (2) 都市拠点と各地域を結ぶ道路ネットワークの構築 (3) 利便性の良い公共交通ネットワークの確保	目標実現に向けた取組
--	------------

まちづくりを進め方 1 情報・共有 白井市の魅力を高め、広く発信していくまちづくりを進めるために、市民と行政が双方向の情報の流れをつくり、情報を共有します。	2 持続可能な行財政運営 財政状況が厳しくなることが予想される中、限りある資源を有効に活用し、経営的視点をもって持続可能なまちづくりを進めます。	3 参加・協働 まちづくりの主役である市民の主体的な取組を応援し、対話しながら一緒にまちをつくることにより、自立したまちづくりを進めます。
---	--	---

子どもに係る実施計画事業【重点戦略事業】

資料1

重点戦略	戦略の柱	目標実現に向けた取組	事業名	担当課	目的	内容	R3
戦略1 若い世代定住 プロジェクト	1 ゆとりある暮らしを感じるまちづくり	(2)定住を希望する若い世代の支援	若い世代定住促進支援金事業	秘書課	若い世代が転出する傾向にある大学等の進学時、就職時に市内に住み続けるメリットを提供し、市外への転出抑制と若い世代の定住促進を図る。	大学等の進学時から就職後まで市内に定住する若い世代に対して、大学等の進学時に借り入れた教育ローン又は奨学金の返済額の一部を補助する。	・制度のPR ・対象者の認定申請受付
		2 働く場を生み出すまちづくり	(1)工業団地などへの就業支援	雇用・労働支援事業	産業振興課	求職者の就業及び地元企業への雇用を促進するとともに、労働環境を改善する。	無料職業紹介所において職業紹介を行うとともに、関係機関との連携による若い世代等を対象とした就職支援セミナーや就職マッチングイベント等を開催する。
	3 子育てしたくなるまちづくり	(1)利便性の高い場所での保育機会の確保	待機児童対策事業	保育課	特に待機児童が多い3歳未満児を中心とした保育需要に対応するとともに、保育基盤の維持を図り、保護者が働きながら安心して子どもを預けることができる環境を整える。	既存保育所等における受入枠の拡大、小規模保育所等の誘致、既存幼稚園との相互補完体制の構築を行う。 また、保育士の確保に向けて、保育士の処遇改善を行う。	・保育所等への施設型給付費の支給 ・待機児童対策に係る補助 ・保育士処遇改善事業に係る補助 ・預かり保育(幼稚園)拡充業務委託 ・幼稚園等送迎ステーション事業委託 ・子育て支援施設賃借
			病児・病後児保育事業	保育課	病気及び病気回復期の子どもに安全な保育を提供することにより、子どもの健全な育成を図るとともに、保護者が働きながら安心して子どもを預けることができる環境を整える。	保育所等、幼稚園及び放課後児童クラブに通う生後6か月から小学校6年生までの病気及び病気回復期の子どもを、病院や保育園等における専用スペースで看護師、保育士のもと、一時的に預かる。	・病児保育の実施 ・病後児保育の実施
		(2)子育てに係る経済的負担の軽減	子ども医療費助成事業	子育て支援課	子どもの医療費を助成し、子どもの保健対策の充実と保護者の経済的負担の軽減を図る。	中学校3年生までの子どもの通院・入院・調剤にかかる医療費の一部を助成する。	・子ども医療費の助成
		(3)地域での親や子どもたちの居場所づくりや子育て支援のしくみづくり	子育て世代包括支援センター事業	子育て支援課・保育課・健康課	妊娠期から子育て期までの切れ目のない包括的な支援により、子育てに関する不安を軽減し、地域における子育て世帯の安心感を醸成する。	妊娠期から子育て期の保護者等に対して、保健と福祉の関係部署との連携・調整のもと、相談支援や子育て支援サービス等の利用支援など、切れ目のない包括的な支援を行う。	・保健師等の専門職による母子保健や育児に関する相談支援の提供 ・各種保育サービスや子育て支援事業に関する情報提供と利用に向けた支援 ・関係部署や関係機関との情報共有
			放課後児童健全育成事業	保育課	子どもが放課後を安心して安全に過ごせる場を提供し、子どもの放課後の居場所づくりと健全育成を図る。	9つの小学校に設置している学童保育所において、小学校に就学している子どもで、保護者が労働等により昼間家庭にいない子どもを保育する。	学童保育所の運営
			放課後子ども教室事業	生涯学習課	子どもが放課後に学習や体験・交流活動ができる場を提供し、子どもの放課後の居場所を確保するとともに、地域社会における人との関わりを通じた豊かな心の育成を図る。	小学校の余裕教室等を活用して、コーディネーターが企画したカリキュラムに沿って、子ども達が異学年の子どもや地域の大人など様々な人と関わりながら、多様な体験活動や交流活動を実施する放課後子ども教室を運営する。	・放課後子ども教室(2校)の運営 ・【新規】放課後子ども教室(1校)の開室・運営
			子どもの居場所づくり支援事業	子育て支援課	地域における子どもの居場所づくりに取り組む市民団体の活動の継続や拡充を支援し、地域全体で子育てを支える環境を整える。	困難を抱える家庭の子どもたちが、地域とのつながりを持ち、安心して過ごせる居場所づくりに取り組む市民団体に対し、活動費の一部を補助する。	調査・検討
		(4)確かな学力、豊かな心、健やかな体など未来を生き抜く力を育む学校教育の推進	補助教員配置事業	学校政策課	補助教員の配置により、個に応じたきめ細かな指導・支援の充実を図り、児童生徒の学習意欲の向上と主体的・対話的で深い学びを支援する。	個別指導やTT指導(複数教員による授業)及び読書活動推進のため、学校補助教員及び読書活動推進補助教員を配置する。 また、各学校の実情に応じ、日本語指導補助教員(外国人児童生徒等への日本語サポート)、看護師(医療的配慮が必要な児童生徒へのサポート)を配置する。	・学校補助教員及び読書活動推進補助教員の配置 ・日本語指導補助教員及び看護師の配置 ・各学校への次年度の配置に関するヒアリング ・補助教員等の募集・選考・採用

網掛けは、子どもから大人まで幅広い世代を対象とした事業

重点戦略	戦略の柱	目標実現に向けた取組	事業名	担当課	目的	内容	R3	
11	戦略1 若い世代定住 プロジェクト	3 子育てしたくなるまちづくり	(4)確かな学力、豊かな心、健やかな体など未来を生き抜く力を育む学校教育の推進	地域人材活用事業	教育支援課	地域の人材を生かした特色ある教育を展開し、児童生徒の地域への愛着や地域の担い手としての自覚を育むとともに、様々な活動を通じて確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成を図る。	地域の実情や特性に応じ、地域の人材と教育力を生かして創意工夫を凝らした特色ある教育を展開し、友好都市との交流活動、器楽演奏、読書活動、演劇指導、キャリア教育、福祉教育、平和学習など、各校で多様な学習を実践する。 また、部活動等(運動、音楽)において、興味関心や技能の向上に向けて専門的な指導員を派遣する。	・各小中学校の体験・交流活動、学習支援活動等への人材派遣及び経費の支援 ・各小中学校の部活動等への指導員派遣及び経費の支援
				教育の情報化推進事業	学校政策課	「GIGAスクール構想」に基づく高速通信ネットワークや一人一台の学習用端末の有効活用を図り、学校での授業や活動の効果的なICT化を進める。 また、教職員校務の効果的なICT活用を進め、校務の効率化を図り、教職員の働き方改革の一助とする。	児童生徒一人一台の学習用端末や大型提示装置等、学校のICT環境の維持管理を行うとともに、4人のICT支援員等を配置し、活用の技術サポートを行う。加えて、定期的リモート授業を実施・検証する。 また、教職員の校務用端末等の維持管理を行うとともに、オンラインでの研修会や会議を実施・検証する。	・学習用端末等の維持管理 ・授業等でのICT環境の活用促進 ・校務用端末等の維持管理及び機器更新(130台/420台) ・オンライン研修会や会議の促進
13	戦略2 みどり活用 プロジェクト	2 みどりを育み活かすまちづくり	(1)白井の自然環境の豊かさを知り育むための環境学習の推進	環境学習推進事業	環境課・教育支援課・生涯学習課	市民一人ひとりが環境との関わり合いに理解・関心を持ち、白井の自然環境の豊かさを知り、育む意識を醸成する。	市民一人ひとりが環境に関心を持ってもらい、環境保全活動の契機となるよう、環境フォーラムや環境学習講座を開催する。	・市民団体との協働による環境フォーラムや講座等の開催 ・各小中学校の教育計画に基づき、学習や体験等を取り入れた授業の実施 ・市民大学校等の講座で環境に関するカリキュラム実施の検討
14			(3)地域での環境保全や創出の取組としてのグラウンドワークの推進	森のグラウンドワーク推進事業	環境課	市内の森における環境保全の取組を通じて、自然環境を保全し、良質なみどりの環境を創造する。	市民や市民団体等と協働して、森でのグラウンドワーク活動を行う。	グラウンドワーク活動の実施

子どもに係る実施計画事業【分野別事業】

分野	小分野	事業名	担当課	目的	内容	R3
A 健康・福祉	3 子育て支援	子育て支援事業等利用助成事業	子育て支援課	こどもの養育者の経済的負担の軽減を図り、生活の安定及び家庭における子育てを支援する。	生後6か月から10歳未満までの子どもを養育している低所得等の世帯に対し、一時保育やファミリーサポートセンター等の利用に要した費用の一部を助成する。	利用料の助成
		こども発達センター事業	子育て支援課	発達に障がいのある子ども等の発達を促し、保護者の肉体的・精神的負担を軽減するとともに、地域社会への適応力を養う。	発達に障がいのある児童又は発達に支援を要する児童及びその保護者に対して、日常生活の指導、相談等を行う。	・個別指導、検査等の実施 ・グループによる生活指導の実施 ・令和4年度からの児童発達支援センターへの移行準備（保護者説明会、モニタリング等） ・年度末をもって放課後等デイサービス終了
		学習支援事業	子育て支援課	経済的な事情により学びたくても学べない子ども達の学習を支援することにより、負の連鎖を断ち、子ども達が将来への夢と希望を持ち、高等学校等への進学や将来の安定就労につなげる。	低所得世帯の子どもに対して、学習意欲と基礎学力の向上を図れるよう、学習支援を行う。	事業実施に向けた準備
		地域子育て支援拠点事業	子育て支援課・保育課	地域の子育て支援機能の充実により、保護者の子育ての不安感等の緩和、地域での孤立化の防止を図り、子どもの健やかな育ちを支援する。	乳幼児及びその保護者に対して、相互の交流の場の提供や子育てに関する相談指導・情報の提供、育児講座や講演会を開催する。また、子育てを援助する互助活動を支援する。	・交流の場の提供 ①子育て支援センター（清水口・南山保育園） ②つどいのひろば（白井ふじ・こざくら・はなぶさ・ひまわり保育園） ・ファミリーサポートセンター事業の実施
		ひとり親家庭支援事業	子育て支援課	ひとり親家庭等の生活等を支援し、生まれ育った環境にかかわらず子どもたちの健やかに育つことができる環境を整える。	ひとり親家庭等に対して、子育てに関する相談支援や生活支援、各種給付、安定就労に向けた支援等を行う。	・ひとり親家庭自立支援員による相談支援 ・ひとり親家庭等日常生活支援 ・ひとり親家庭等医療費等助成金の給付 ・ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金の給付 ・ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金の給付 ・母子生活支援施設への入所支援
		一時保育事業	保育課	保護者の就労形態の多様化や疾病、リフレッシュ等に伴う多様な保育ニーズに対応し、子育てを支援する。	生後6か月から小学校就学前の子どもで、保護者の就労、疾病、私的理由等により一時的に保育を必要とする子どもを対象に、預かり保育を行う。	・一時保育の実施（清水口保育園・南山保育園・送迎ステーション） ・送迎ステーションにおける一時保育の保育時間の拡充を検討
		私立保育園等補助事業	保育課	私立保育園等の費用負担を軽減し、児童福祉の向上に資する。	市立保育園の運営に要する費用や、保育士の配置改善や延長保育、一時預かり等にかかる費用の一部を補助する。	市立保育園等運営費補助金の交付（私立保育所（4）、認定こども園（2）、小規模保育所（3））
		私立幼稚園振興事業	保育課	私立幼稚園の費用負担を軽減し、私立幼稚園の振興及び経営の健全化を図る。	私立幼稚園の運営に要する費用の一部を補助する。	私立幼稚園運営費補助金の交付
		保育園食育推進事業	保育課	楽しく食べる体験を通して、子どもの食への関心を育み、食を営む力の基礎を培う。	保育所において食事マナーの指導、野菜の作付け及び収穫、季節の野菜を使った献立の実践などを行う。	保育所等での食育の実施
		4 福祉相談・支援	家庭児童相談事業	子育て支援課	保護者等からの相談に応じ、保護者の育児不安の軽減や、子どもの健全育成を図る。	家庭児童相談室の周知及び虐待防止の啓発を行い、電話相談や子育て支援の情報提供など、家庭児童相談を行う。

分野	小分野	事業名	担当課	目的	内容	R3	
11	A 健康・福祉	5 健康づくり	歯科口腔保健推進事業	健康課・保険年金課	市民の生涯を通じた歯と口の健康の保持増進や、歯科疾患の早期発見・早期治療を図る。	幼児、妊婦、成人、後期高齢者などを対象とした歯科健(検)診や、歯科健康相談・教育、歯科診療を実施する。	・幼児、妊婦、成人、後期高齢者を対象とした歯科健(検)診の実施 ・保育園、小学校等における歯科保健指導の実施 ・年末年始歯科診療の実施
12			食からの健康づくり支援事業	健康課	子どもから高齢者までの市民が、望ましい食生活の知識を学び、健全な食生活を実践できるよう支援することにより、市民の健康の保持増進を図る。	各種教室の開催、食育に関する啓発や情報提供、関係機関及び団体と連携した食育推進事業などを行う。	・離乳食教室(かみかみ教室)の実施・保育園や幼稚園での食育支援 ・食生活改善推進員活動及び研修会 ・各センターや関係課での食育支援 ・各種教室の開催(食育講座、料理教室など)・食育啓発 ・しろい食育サポート店事業・栄養士連絡会の実施
13			母子保健推進事業	健康課	妊産婦及び乳幼児の健康を保持増進し、妊娠・出産・育児に関する不安軽減を図ることにより母子ともに健やかな生活が送れるようにする。	乳幼児や妊婦の健康診査、母子や家族への保健指導など、関係団体と連携した母子保健事業を行う。	・妊婦、乳児健診費用の助成 ・妊婦と家族向け講座の実施 ・新生児訪問の実施 ・幼児健康診査の実施 ・母子保健推進員活動の支援
14	B 学習・教育	1 学校教育	ALT配置事業	教育支援課	ALT(13名)の配置により、国際理解教育・外国語活動、外国語教育を充実するとともに、児童生徒がALTと授業内外で関わることで、言語や文化に対する理解を深め、主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度や意欲の育成を図る。	全小中学校及び適応指導教室に、英語を母語とする、または同等の能力を有するALTを配置する。	・小学校1・2年の総合学習(週1)、3・4年の外国語活動(週2)、5・6年の外国語(週2)にALTを配置 ・中学校の外国語(週1~2)にALTを配置 ・適応指導教室(週1)にALTを配置
15			小学校教育環境向上事業	教育総務課	教育環境の向上を図り、児童や教職員がより安全で快適に学校生活を送れるようにする。	普通教室のエアコンの運用を行うとともに、特別教室へのエアコンの整備や老朽化した児童用の机・椅子の更新を行う。	・普通教室のエアコンの運用 ・特別教室のエアコン整備手法の検討 ・児童用の机・椅子の整備手法の検討
16			小学校施設改修等事業	教育総務課	安全安心を最優先に、社会状況の変化に対応した学校施設に求められる機能を確保する。	学校施設の長寿命化計画に基づき、校舎等の大規模改修を行う。	《大規模改修》 ・体育館実施設計(七次台小)
17			中学校教育環境向上事業	教育総務課	教育環境の向上を図り、生徒や教職員が、より安全で快適に学校生活を送れるようにする。	普通教室のエアコンの運用を行うとともに、特別教室へのエアコンの整備や老朽化した児童用の机・椅子の更新を行う。	・普通教室のエアコンの運用 ・特別教室のエアコン整備手法の検討 ・生徒用の机・椅子の整備手法の検討
18			中学校施設改修等事業	教育総務課	安全安心を最優先に、社会状況の変化に対応した学校施設に求められる機能を確保する。	学校施設の長寿命化計画に基づき、校舎等の大規模改修及び長寿命化改修を行う。	《大規模改修》 ・校舎実施設計(七次台中) ・体育館工事(南山中)
19			学校安全対策事業	教育支援課 学校政策課	児童生徒の通学等における安全を確保するとともに、安全・健康・快適な学習環境を確保することにより、安全な学校生活を送れるようにする。	学校防犯ボランティアによる登下校の見守りや付き添い支援、交通安全教室の開催、通学路の合同点検、安全啓発物資の配布等を行う。 また、水質検査、照度検査、学校衛生検査等を実施する。	・学校防犯ボランティアによる見守り及び付き添い支援の実施 ・交通安全教室、通学路の合同点検の実施、安全物資の配布 ・水質検査、照度検査、学校衛生検査等の実施
20			教育課題調査研究事業	教育支援課	児童生徒の実態や教育課題を把握し、教職員の資質・能力を向上させることにより、授業等の改善、児童生徒の学習意欲や体力等の向上を図る。	児童生徒の学習のつまずき、体力・運動能力、学級の様子などの各種調査を行い、その結果を分析し、必要な指導等を行う。 また、教職員の資質や能力の向上に資するニーズに沿った研修を行うとともに、研究校において、実証的な研究を行い、その成果を各校に提供する。	・学習振り返り調査(Reナビ)の分析及び中1英語の追加 ・スポーツテストの分析及び次年度の課題設定 ・学校生活についてのアンケート調査の実施及び体育・ICT項目の追加 ・教職員研修の実施及び課題調査 ・指定校による調査研究・成果の提供
21			教育相談事業	教育支援課	児童生徒や保護者及び教員の不安や悩みに対応し、児童生徒が学校や家庭等においてより良い人間関係づくりや充実した生活が送れるように支援する。	児童生徒や保護者及び教員を対象に、相談員による面接・電話・訪問等の教育相談を実施する。	・相談員による面接教育・電話相談・訪問相談等の実施 ・相談ケースの集積及び一般化

分野	小分野	事業名	担当課	目的	内容	R3	
22	B 学習・教育	1 学校教育	青少年国際交流事業	教育支援課	青少年の国際理解を深めるとともに、国際的視野を広め、国際交流推進の担い手となる人材の育成を図る。	中学生をオーストラリアの交流校(友好都市キャンパス市のカブラム校及びブリンバンク市のキーロー校)へ派遣し、同校から生徒及び引率者を受け入れる。(隔年で実施) また、事業の達成に向けて、活動費用の一部を補助する。	・【受入】交流校からの中学生等の受け入れによる国際交流の実施 ・事前事後あるいは中止時におけるオンラインでの交流の検討 ・青少年海外派遣等補助金の交付
23			適応指導教室事業	教育支援課	学校に不応を起している児童生徒一人ひとりの状況と要因を的確に把握し、早期かつ丁寧に、その要因を解消し、学校への復帰及び社会的自立を促す。	適応指導教室を運営し、不登校及び不登校傾向のある児童生徒の心理面、学習面、生活面の相談・支援を行う。 また、通室する児童生徒の保護者及び在籍校と連携し、指導・支援のあり方を共有する。	・適応指導教室の運営及び指導員の配置 ・通室する児童生徒の保護者・在籍校との連携及び指導・支援のあり方の共有
24			特別支援教育事業	教育支援課	障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善又は克服することを支援し、子ども達の自立と社会参加を促す。	教育支援委員会の開催や教育的ニーズに応じた個別支援学級助員の配置、専門性の高い巡回指導員による指導・助言等を行う。	・教育支援委員会の開催 ・個別支援学級助員の配置及びニーズの調査・把握 ・巡回指導員等による指導・助言
25			小中学生の栄養指導事業	教育支援課	学校給食を通して、児童生徒の発達の段階に則した食育指導を行うことで、児童生徒が健康的な食生活を知り、実践し、将来に向けて心身の健康づくりを促す。	栄養士による食育の授業や給食訪問を通して、食事のあり方や食事内容の過不足による弊害など食生活についての指導を行う。	・栄養士による教室訪問(給食時) ・栄養士による食育の授業の実施 ・給食だより等による食育の啓発・指導
26		2 生涯学習	立春式事業	生涯学習課	市内中学校2年生を対象に、「自覚」「立志」「健康」をテーマとした式典をはじめとした各事業を実施し、社会の一員としての自覚や将来の夢を育み、青少年の健全育成を図る。	市内各中学校長及び担当者で構成された立春式実行委員会と協議を図るとともに、各中学校で実施する体験学習や記念式典などの事業に必要な経費を補助する。	・各中学校での体験活動・記念式典の実施 ・オンラインによる全中学校合同式典の検討 ・立春式事業のあり方の検討 ・立春式事業補助金の交付
27			家庭教育事業	生涯学習課	教育の原点である家庭教育を支援し、保護者の不安や悩みの軽減と子どもの健全な育成を図る。	家庭での子育てやしつけ等について学び考える機会となるよう家庭教育に関する講座の開催や情報提供を行う。	・家庭教育講座(一般講座)の開催及び参加者ニーズの調査 ・各小学校就学前健診時での家庭教育講座の開催 ・オンラインでの家庭教育講座の配信 ・家庭教育通信の発行
28			プラネタリウム館運営事業	文化センター	学校教育、生涯学習及び天文を通じた交流活動の場として、市民が生涯を通じ、継続的に星空や宇宙に親しむ環境を提供し、情操を養う。	市民のライフステージや客層に応じた特色ある番組を制作・放映するとともに、学校や幼稚園・保育園などと連携し、教育課程、保育課程に応じた制作・放映及び講座等を行う。 白井天文同好会と協働で観望会を開催する。	・白井市として特色ある番組の制作及び放映 ・学校や幼稚園・保育園と連携した番組の制作及び放映 ・天体観望会・講座、講演会の開催 ・ドーム放映用パソコンの更新(2台)

白井市の財政状況について

1 財政指標

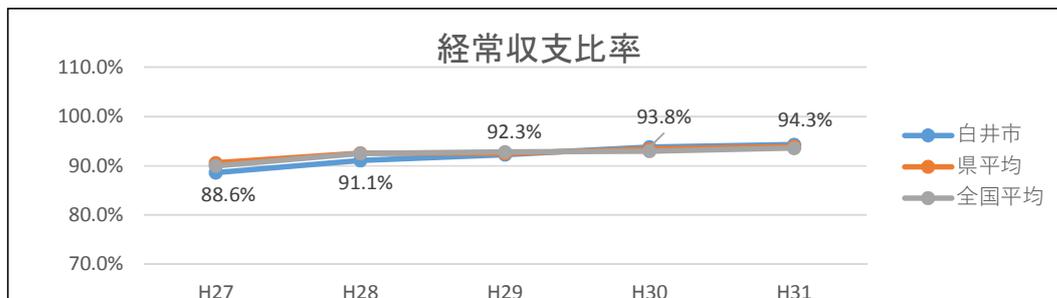
地方自治体は決算の収支などから、国が定める財政指標を作成しています。

財政指標からは、収支のバランスや財政のゆとり、将来の負担など、その自治体の財政の構造を読み取ることができます。（詳細は4ページ）

(1) 経常収支比率

概要：経常的収入等（毎年常に入ってくる市税や普通交付税等）に対する経常的支出等（毎年常に支払わなくてはならない人件費等）の割合で、この比率が低いほど臨時的に使用できる経費が多いことを意味し、様々な市独自のサービスができることにつながります。

$$\text{経常収支比率} = \text{経常的支出等} / \text{経常的収入等} \times 100$$



白井市の状況は・・・

過去5年間で上昇傾向であり、平成31年度時点では若干ではありますが、県平均・全国平均を上回りました。

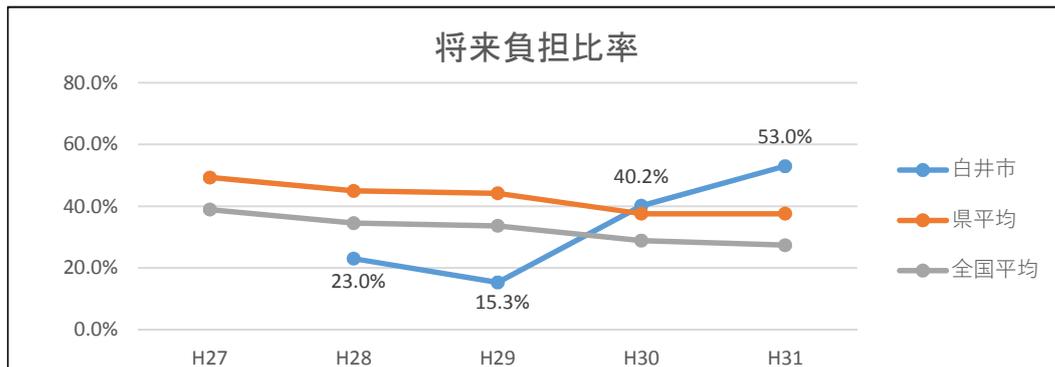
主な要因は、公債費や扶助費といった歳出の上がり幅が、歳入の上がり幅を上回ったことが挙げられます。

(2) 将来負担比率

将来負担比率は、市の借入金をはじめとした将来に渡り支払わなくてはならない費用（負債）の総額が、1年間の収入規模の何倍になるかを示した指標です。

国が定める基準は市町村の場合、350%とされます。

この基準を超えると財政健全化計画を国に提出し、事業や組織の見直し、収入確保などにより厳しい財政改善が求められます。



白井市の状況は・・・

直近の2年間で大きく上昇しており、県平均や全国平均を上回っています。

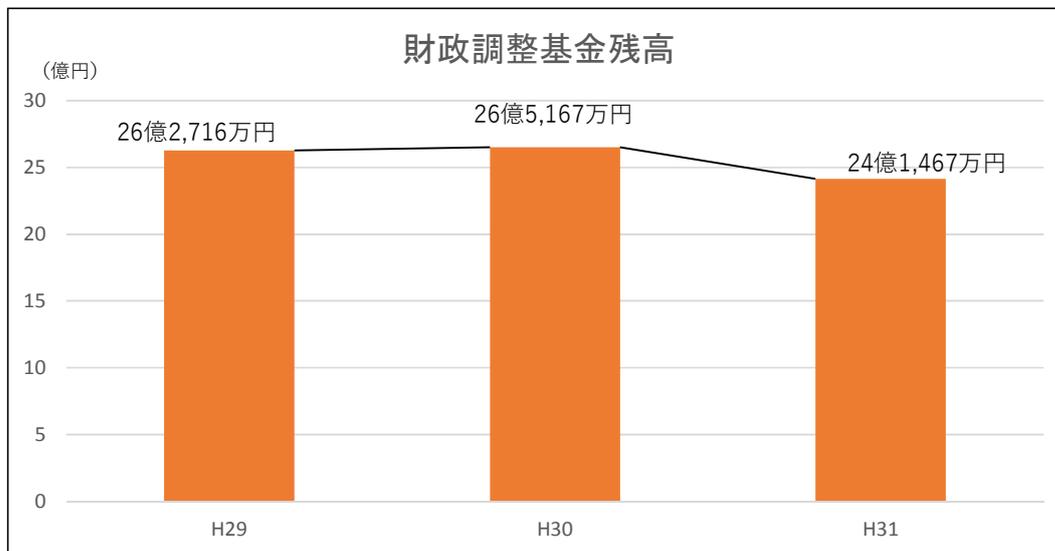
主な要因は、平成28年度から平成31年度にかけて、庁舎や給食センターの建て替え・小中学校の空調整備などの事業を実施したことによるものです。

3 財政調整基金について

白井市が積み立てている使い方が特定されていない貯蓄です。

近年の状況としては、平成30年度から平成31年度にかけて、約2億3,700万円減額しました。

理由は、平成31年度中の2度の台風被害などに対応するため、取り崩しを行ったことによるものです。

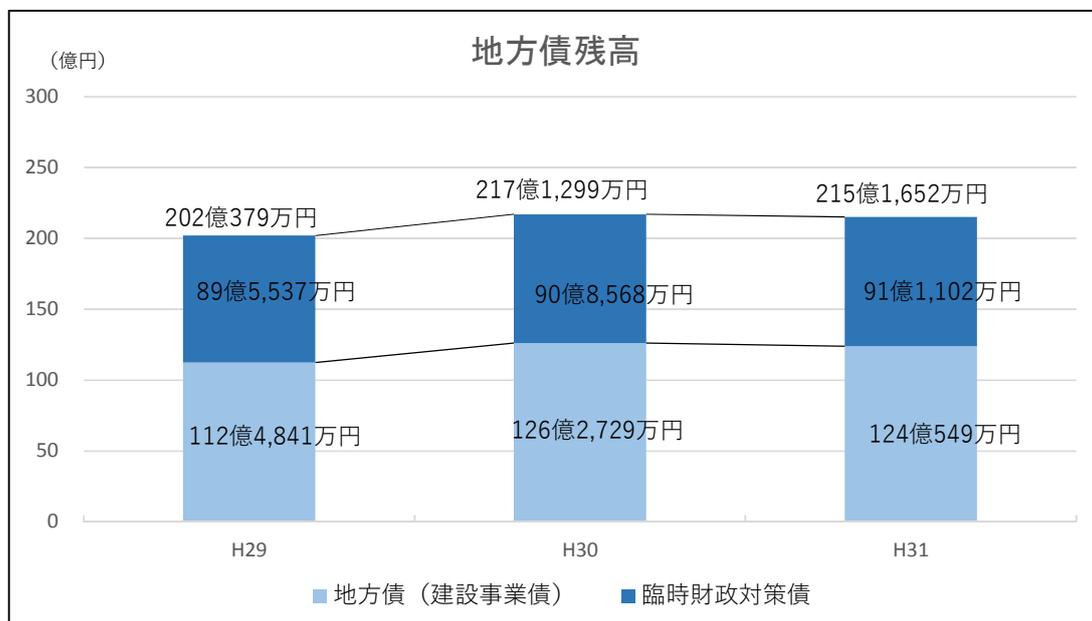


4 地方債残高について

地方債とは、市が国などから借り入れたお金です。

通常、地方債は建物の建設等にローンとして借り入れるものになります。

しかし、例年国から交付される地方交付税において、国の財源が足りなかった場合、その不足分を補うために臨時財政対策債を借り入れすることができます。



5 行政経営指針における目標値及び実質単年度収支について

行政経営指針を策定（H28年度）した際に、目標を明確にするため、経常収支比率・財政調整基金残高・地方債残高の目標数値を定めています。

また、各年度の収支（実質単年度収支）は次のとおりです。

目標	経常収支比率	財政調整基金残高	地方債残高	実質単年度収支
令和2年度	90%以下	20億円以上	200億円以下	設定なし
令和7年度	90%以下	20億円以上	190億円以下	設定なし

実績	経常収支比率	財政調整基金残高	地方債残高	実質単年度収支
平成27年度	88.6%	約23億600万円	約165億8,500万円	約6億9,000万円
平成28年度	91.1%	約26億8,500万円	約183億9,200万円	約1,000万円
平成29年度	92.3%	約26億2,700万円	約202億400万円	約1億1,400万円
平成30年度	93.8%	約26億5,200万円	約217億1,300万円	▲約1億6,600万円
平成31年度	94.3%	約24億1,500万円	約215億1,700万円	▲約1億3,600万円

令和元年度 財政状況資料

総括表 (市町村)

都道府県名	千葉県		市町村類型	II-3		指定団体等の指定状況		区分	令和元年度(千円)	平成30年度(千円)	区分	令和元年度(千円・%)	平成30年度(千円・%)
						財政健全化等	×	歳入総額	20,742,200	21,615,525	実質収支比率	6.8	6.0
市町村名	白井市		地方交付税種地	2-7		財源超過	×	歳出総額	19,746,229	20,788,927	経常収支比率	94.3	93.8
人口	平成27年国調(人)	61,674	産業構造(※5)			中部	×	歳入歳出差引	995,971	826,598	(※1)	(100.5)	(100.6)
	平成22年国調(人)	60,345				過疎	×	翌年度に繰越すべき財源	194,345	125,172	標準財政規模	11,789,967	11,677,211
	増減率(%)	2.2				山振	×	実質収支	801,626	701,426	財政力指数	0.90	0.90
住民基本台帳人口(※7)	令02.01.01(人)	63,324	第1次	平成27年国調	平成22年国調	低開発	×	単年度収支	100,200	-190,526	公債費負担比率	12.4	11.1
	うち日本人(人)	62,075		1,083	1,148	指数表選定	○	積立金	499,074	687,848	健全化判断比率		
	平31.01.01(人)	63,723	第2次					繰上償還金	0	0	実質赤字比率	-	-
	うち日本人(人)	62,502		5,684	5,534			積立金取崩し額	736,064	663,339	連結実質赤字比率	-	-
	増減率(%)	-0.6		20.2	19.9			実質単年度収支	-136,790	-166,017	実質公債費比率	2.5	1.5
	うち日本人(%)	-0.7	第3次	21,377	21,193			基準財政収入額	7,847,976	7,810,148	将来負担比率	53.0	40.2
面積(km ²)	35.48			76.0	76.0			基準財政需要額	8,818,141	8,639,630	資金不足比率(※4)		
人口密度(人/km ²)	1,738							標準税収入額等	10,079,762	10,026,793			
世帯数(世帯)	22,725							経常経費充当一般財源等	11,340,106	11,009,326			
職員の状況													
特別職等	区分	定数	1人あたり平均給料月額(百円)	区分	職員数(人)	給料月額(百円)	1人あたり平均給料月額(百円)	歳入一般財源等	14,761,759	14,676,836			
	市区町村長	1	7,470	一般職員	356	1,102,176	3,096	地方債現在高	21,516,523	21,712,978			
	副市区町村長	1	6,555	うち消防職員	-	-	-	うち公的資金	14,037,225	14,302,300			
	教育長	1	6,370	うち技能労務職員	9	27,117	3,013	債務負担行為額(支出予定額)	8,433,655	9,021,950			
	議会議長	1	3,900	教育公務員	6	23,796	3,966	収益事業収入	-	-			
	議会副議長	1	3,200	臨時職員	-	-	-	土地開発基金現在高	1,281,060	1,281,048			
	議会議員	19	3,000	合計	362	1,125,972	3,110	積立金現在高	2,414,676	2,651,666			
				ラスパイレス指数			100.8		減債基金	615	615		
								その他特定目的基金	1,477,490	1,631,118			

財政推計の見直しと 財政健全化の取組

令和2(2020)年度～令和12(2030)年度

平成30(2018)年8月策定
令和元(2019)年8月改訂
令和2(2020)年4月改訂
令和2(2020)年8月改訂

白井市

改訂の履歴

年月日	改訂内容
令和元（2019）年8月	第5次総合計画後期基本計画の策定に当たり、今後の中長期的な財政状況を把握し、同計画の策定の基礎資料とするため、最新の制度や事業計画等に基づいて改訂しました。
令和2（2020）年4月	第5次総合計画後期基本計画の実効性を確保するため、計画期間における財政の収支を見込んだ「財政の見通し」を踏まえて改訂しました。
令和2（2020）年8月	令和2年度普通交付税の算定結果及び防災行政無線のデジタル化更新事業の前倒しを踏まえて改訂しました。

1 財政推計の見直しと財政健全化の取組の策定の経緯

平成30（2018）年度の当初予算は、財源不足により財政調整基金の取り崩し額を前年度より1億5千万円以上増やす大変厳しい予算編成となりました。その結果、予定していた小中学校のエアコン設置については、事業実施後も維持管理費等の経費を要することから、第5次総合計画後期実施計画に位置付けたうえで財源等の見通しを立てて実施することとし、平成30（2018）年度の事業着手を見送りました。

今後も公共施設の老朽化への対応、人口減少や少子化・高齢化の進展による税収の減少など厳しい財政運営が見込まれますが、国の制度変更等に伴う扶助費の増加や小中学校の耐震改修や庁舎整備などの大規模事業に伴う公債費の増加などにより、第5次総合計画策定時に行った財政推計と現状の間には乖離が生じています。

そこで、計画的かつ持続可能な行財政運営を進めるうえで今後の中長期的な財政状況を把握するために、現状と今後の傾向を捉え、かつ、小中学校のエアコン設置を考慮して財政推計を見直すこととしました。なお、小中学校のエアコン設置については、児童生徒の安全、健康を守るための猛暑対策が緊急の課題であることを考慮し、平成31（2019）年度に全小中学校の普通教室にエアコンを設置し、稼働する想定で財政推計をしています。

また、第5次総合計画策定時に行った財政推計と現状の間の差は主に歳出の義務的経費増大によることから、財政推計の見直しと併せて、財政健全化の取組を平成30（2018）年8月に策定しました（以下、これを「前回推計」という。）。

2 財政推計と財政健全化の取組の期間

財政推計と財政健全化の取組の期間は、令和2（2020）年度から令和12（2030）年度までの11年間とします。

財政推計については、団塊の世代が後期高齢者となる令和7（2025）年度を一つの分岐点と捉え、その後の状況を見据えた取組ができるように長期間の推計としますが、後年度になるほど各種制度の変更等不透明な要素が増えることから、第5次総合計画の期間である令和7（2025）年度までを基本とし、令和8（2026）年度からの5年間は参考値とします。

3 財政推計(現行の財政運営を続ける場合)

現行の財政運営を続けた場合、令和7(2025)年度には財政調整基金残高がなくなります。

【百万円】

科目	第5次総合計画期間										小計	参考値					合計
	前期基本計画期間					後期基本計画期間						令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	
	平成29年度 (2017年度) 決算	平成30年度 (2018年度) 決算	平成31年度 (2019年度) 決算見込み	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)								
地方税	9,151	9,118	9,282	9,257	9,164	9,173	9,181	9,103	9,112	9,096	9,013	9,014	9,011	8,933	127,608		
地方交付税	937	996	1,126	1,078	1,231	1,321	1,313	1,359	1,350	1,341	1,386	1,377	1,368	1,410	17,593		
国庫支出金	2,725	2,645	2,862	3,112	2,880	3,143	2,835	3,020	3,042	2,875	2,781	2,719	2,813	2,741	40,193		
県支出金	1,041	1,080	1,200	1,360	1,250	1,265	1,265	1,268	1,320	1,260	1,263	1,278	1,247	1,242	17,339		
地方債	3,227	3,029	1,542	1,764	1,656	1,784	1,213	1,361	1,738	1,316	1,201	1,180	1,282	1,222	23,515		
繰入金・繰越金	1,966	1,844	1,869	1,688	1,730	1,941	1,841	1,968	2,069	1,867	2,058	2,261	2,302	2,338	27,742		
そのほか	3,495	2,903	2,861	2,839	2,801	2,783	2,733	2,652	2,643	2,642	2,640	2,635	2,632	2,627	38,886		
歳入合計	22,543	21,616	20,742	21,100	20,712	21,410	20,381	20,731	21,274	20,399	20,342	20,465	20,654	20,513	292,882		
歳出	3,438	3,377	2,866	3,794	3,767	3,782	3,806	4,016	4,051	4,044	4,063	4,087	4,103	4,139	53,333		
人件費	3,072	2,965	3,079	3,186	3,537	3,524	3,636	3,623	3,632	3,586	3,576	3,593	3,601	3,572	48,182		
扶助費	4,405	4,444	4,748	4,568	4,560	4,569	4,583	4,601	4,638	4,622	4,592	4,559	4,527	4,496	63,912		
補助費等	2,312	2,358	2,482	2,570	2,815	2,995	2,746	2,737	2,702	2,595	2,624	2,635	2,623	2,638	36,832		
普通建設事業費	3,537	3,012	2,001	2,717	1,822	2,266	1,258	1,415	1,830	1,201	1,049	1,027	1,177	1,035	25,347		
公債費	1,542	1,629	1,837	1,757	1,793	1,849	1,851	1,838	1,827	1,829	1,886	1,977	1,994	1,966	25,575		
そのほか	3,238	3,005	2,732	2,508	2,418	2,425	2,501	2,501	2,594	2,521	2,552	2,587	2,628	2,667	36,877		
歳出合計	21,544	20,789	19,746	21,100	20,712	21,410	20,381	20,731	21,274	20,399	20,342	20,465	20,654	20,513	290,060		
歳入歳出差引額	999	827	996	0	0	0	0	0	0	2,822	0	0	0	0	2,822		
財政調整基金年度末残高(括弧は不足額)	2,627	2,652	2,415	2,296	2,038	1,545	1,195	537	0	0	0	0	0	0	-		
増	666	663	736	520	680	907	779	1,065	1,113	863	1,112	1,275	1,330	1,389	13,098		
減	608	688	499	401	422	414	428	408	415	425	408	407	409	413	6,345		

※財政推計の表の見方、財政推計に当たっての不確定要素は、3ページのとおりで。

《財政推計の表の見方》

- ※1 財源不足を補うために財政調整基金から取り崩す額で、表中の歳入項目「繰入金・繰越金」の内数です。
- ※2 前年度の決算で余ったお金を財政調整基金に積み立てる額で、表中の歳出項目「そのほか」の内数です。
- ※3 表中の数値は四捨五入しているため、合計額が一致しない場合があります。

《財政推計に当たっての主な不確定要素》

【歳入・歳出全般】

令和元年に発生が確認された新型コロナウイルスの感染拡大により、雇用や経済、市民生活などへの影響が懸念されますが、新型コロナウイルス感染症の終息の見通しが立たないため、その影響は見込んでいません。

3

【歳出：補助費等】

一部事務組合への負担金については、焼却炉の更新など増額が見込まれますが、事業費や実施時期などが決定していないため、見込んでいません。

4 財政健全化の取組項目(予定)

(1) 歳出削減のための取組

ア 人件費等の削減

特別職報酬や管理職手当の削減など自助努力による人件費の削減に取り組むとともに、事務の効率化・簡素化と行政組織のスリム化により職員数の抑制を図り、人件費等を削減します。

取組項目	取組内容
①特別職報酬の削減	特別職の報酬を、市長10%、副市長5%、教育長2%削減します。
②管理職・管理職手当の削減	行政組織のスリム化によって課長職を抑制するとともに、管理職手当を10%削減します。
③職員数の抑制	業務の外部委託等を積極的に活用することで行政組織のスリム化を図り、職員数を抑制するとともに、人件費を削減します。
④学校補助教員等の採用数の見直し	児童生徒数の減少に併せ、学校補助教員等の採用数を抑制し、経費を削減します。

イ 公共施設等のあり方の見直し

市が保有する公共施設等は、昭和54年の千葉ニュータウンの街開きを契機に集中的に整備しており、今後は一斉に建替等の更新時期を迎える見込みです。今後、公共施設等をどのように更新し、維持管理していくのか、統廃合を視野に入れながらコストを削減します。

取組項目	取組内容
①社会教育施設や各センターのあり方の見直し	人口減少や少子高齢化を見据え、市民ニーズや利便性の観点から、改修やあり方の見直しを行います。
②桜台小・中学校の自校式給食の見直し	桜台小・中学校の自校式の給食調理場の老朽化に伴い、最新設備を備えた学校給食共同調理場へ移行します。
③出張所の窓口の廃止	マイナンバーカードの取得率を高め、住民票などのコンビニ交付を積極的に推進することにより、段階的に出張所窓口を廃止します。

ウ 事務事業の廃止や見直しによる経費削減

当初の目的を達成した事業や成果が上がっていない事業の廃止を徹底し、また、事務事業を見直すことにより経費を削減します。

取組項目	取組内容
①イベントの統廃合	同種同様のイベントなどについては、原則として統廃合します。
②土地の賃借廃止	土地の利用状況を把握し、利用目的が薄れている土地については賃借を廃止します。
③家庭ごみの有料化によるごみ処理料の削減	家庭ごみを有料化することにより、ごみ総量を縮減します。
④その他事務事業の廃止や見直しによる経費の削減	継続的に事務事業の目的や効果を検証し、事業の廃止や事務事業を見直します。

(2) 歳入確保のための取組

ア 財源の確保

公有財産や市が保有する資源の利活用を徹底し、財源を確保します。また、企業誘致により新たな税収を確保します。

取組項目	取組内容
①普通財産の売却	「白井市公有財産利活用基本方針」に基づき、将来的に利用の見込みがなく、民間へ売却しても特に支障がない普通財産については売却します。
②企業誘致の推進	都市マスタープランの土地利用の方針に定める公益的施設誘導地区に企業誘致を進め、新たな税収を確保します。
③赤道の市道認定の促進	赤道を市道認定することにより、普通交付税などの増加が見込めることから、赤道の市道認定を促進し、普通交付税などの増収を図ります。

イ 受益者負担の適正化

受益者負担の原則を徹底することにより、負担の公平性・公正性を確保します。

取組項目	取組内容
①無料の公の施設の利用料金の有料化	無料の公の施設について、受益者負担の公平性の観点から、有料化を検討し、適正な使用料・利用料金を徴収します。
②上下水道料金の適正化	一般会計からの基準外繰入を行っている下水道会計及び水道会計については、独立採算制の原則に基づき、下水道料金及び市営水道料金の改定を行います。
③その他市民サービスに対する受益者負担の適正化	市民サービスに対する受益者負担については、公平性の観点から負担額の見直しや所得に応じた負担額の設定等を行い、適正化を図ります。

(3) 財政健全化の取組による効果額

財政健全化の取組を着実に実行することにより、令和2（2020）年度から令和12（2030）年度までの効果額は、累計で49億5,400万円以上と見込んでいます。

なお、前回推計時と比較して、財政健全化の取組内容が具体化した次の項目については効果額を見直しています。

取組項目	見直し理由
(1)-ア-③ 職員数の抑制	平成30（2018）年9月の白井市定員管理指針の見直しと、令和4（2022）年度から公務員の定年が2年に1歳ずつ延長することを見込んだため。
(1)-イ-② 桜台小・中学校の自校式給食の見直し	桜台小・中学校の自校式給食について、令和3年度以降も当分の間、現状のままとし、同校の学校給食のあり方について改めて検討することとしたため。
(2)-ア-③ 赤道の市道認定の促進	令和3（2021）年度から5年間かけて赤道の市道認定を行うこととしたため。
(2)-イ-② 上下水道料金の適正化	白井市上下水道審議会の答申どおり、市営水道料金を令和2（2020）年度から15%値上げすることとしたため。

今後も、財政健全化の取組については、その必要性をしっかりと市民に対して説明し、理解を得ながら進めていきます。

5 財政推計(財政健全化の取組を行う場合)

財政健全化の取組を行うことにより、令和12(2030)年度末に財政調整基金残高を8億8,600万円確保できる見込みです。

【百万円】

科目	第5次総合計画期間										合計	参考値					合計
	前期基本計画期間					後期基本計画期間						令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	
	平成29年度 (2017年度) 決算	平成30年度 (2018年度) 決算	平成31年度 (2019年度) 決算見込み	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)							
地方税	9,151	9,118	9,282	9,257	9,164	9,173	9,181	9,103	9,112	9,013	9,096	9,014	9,011	8,933	127,608		
地方交付税	937	996	1,126	1,078	1,231	1,321	1,313	1,359	1,350	1,386	1,341	1,377	1,368	1,410	17,593		
国庫支出金	2,725	2,645	2,862	3,112	2,880	3,143	2,835	3,020	3,042	2,781	2,875	2,719	2,813	2,741	40,193		
県支出金	1,041	1,080	1,200	1,360	1,250	1,265	1,268	1,268	1,320	1,263	1,260	1,278	1,247	1,242	17,339		
地方債	3,227	3,029	1,542	1,764	1,656	1,784	1,213	1,361	1,738	1,201	1,316	1,180	1,282	1,222	23,515		
繰入金・繰越金	1,966	1,844	1,869	1,688	1,730	1,941	1,968	1,968	2,069	2,058	1,867	2,261	2,302	2,338	27,742		
そのほか	3,495	2,903	2,861	2,839	2,801	2,783	2,733	2,652	2,643	2,640	2,642	2,635	2,632	2,627	38,886		
歳入合計	22,543	21,616	20,742	21,100	20,712	21,410	20,381	20,731	21,274	20,342	20,399	20,465	20,654	20,513	292,882		
歳出	3,438	3,377	2,866	3,794	3,767	3,782	3,806	4,016	4,051	4,063	4,044	4,087	4,103	4,139	53,333		
物件費	3,072	2,965	3,079	3,186	3,537	3,524	3,636	3,623	3,632	3,576	3,586	3,593	3,601	3,572	48,182		
扶助費	4,405	4,444	4,748	4,568	4,560	4,569	4,583	4,601	4,638	4,592	4,622	4,559	4,527	4,496	63,912		
補助費等	2,312	2,358	2,482	2,570	2,815	2,995	2,746	2,737	2,702	2,624	2,595	2,635	2,623	2,638	36,832		
普通建設事業費	3,537	3,012	2,001	2,717	1,822	2,266	1,258	1,415	1,830	1,049	1,201	1,027	1,177	1,035	25,347		
公債費	1,542	1,629	1,837	1,757	1,793	1,849	1,851	1,838	1,827	1,886	1,829	1,977	1,994	1,966	25,575		
そのほか	3,238	3,005	2,732	2,508	2,418	2,425	2,501	2,501	2,594	2,552	2,521	2,587	2,628	2,667	36,877		
歳出合計	21,544	20,789	19,746	21,100	20,712	21,410	20,381	20,731	21,274	20,342	20,399	20,465	20,654	20,513	290,060		
歳入歳出差引額	999	827	996	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,822		
財政健全化の取組 み効果額	-	-	上表に 反映	190	275	378	406	455	474	533	527	562	574	580	4,954		
財政調整基金年度末残高	2,627	2,652	2,415	2,485	2,502	2,388	2,443	2,241	2,016	1,935	2,106	1,628	1,282	886	-		
繰入金(-)	666	663	736	330	405	529	373	610	639	579	336	713	756	809	8,144		
積立金(+)	608	688	499	401	422	414	428	408	415	408	425	407	409	413	6,345		

※財政推計の表の見方、財政推計に当たっての不確定要素は、3ページのとおりで。

《財政健全化の取組効果額》

財政健全化の取組ごとの効果額は、以下のとおり見込んでいます。ただし、現時点で効果額を算定できない取組もあるため、その効果額については、今後の財政推計の見直しの際に追加することとします。

	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	合計	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	合計
行政	154	232	265	292	341	359	1,643	382	387	416	428	433	3,689	
特別職報酬の削減		2	2	2	2	2	12	2	2	2	2	2	2	22
管理職・管理職手当の削減		9	9	9	9	9	54	9	9	9	9	9	9	99
職員数の抑制(398人→362人に抑制)	113	191	224	238	274	279	1,319	282	276	305	317	322	322	2,821
事務事業の廃止や見直しによる経費削減	30	30	30	30	30	30	180	30	30	30	30	30	30	330
企業誘致の推進							0	8	8	8	8	8	8	40
赤道の市道認定の促進				13	26	39	78	51	62	62	62	62	62	377
市民(受益者)	35	43	113	114	114	115	534	145	146	146	146	146	147	1,264
社会教育施設や各センターのあり方の見直し(※1)							0	30	30	30	30	30	30	150
桜台小・中学校の自校式給食の見直し(※2)			50	50	50	50	200	50	50	50	50	50	50	450
家庭ごみの有料化によるごみ処理料の削減(※3)			20	20	20	20	80	20	20	20	20	20	20	180
市営水道料金の適正化(※4)	35	43	43	44	44	45	254	45	46	46	46	46	47	484
合計	190	275	378	406	455	474	2,177	527	533	562	574	580	580	4,954

- ※1 各センター（出張所を含む）を整理・統廃合した場合に、センターの維持・管理・運営に係るコストの削減額を効果額として見込んでいます。
- ※2 桜台小・中学校の給食調理業務を学校給食共同調理場に一元化した場合に、桜台小・中学校給食の維持・管理や給食調理業務に係るコストの削減額を効果額として見込んでいます。
- ※3 可燃ごみの有料化を導入した場合に、他市ではごみ量が7.5%減量したという事例に基づいて、ごみ処理を行う印西地区環境整備事業組合への負担金の軽減額を効果額として見込んでいます。なお、この場合、ごみ袋の販売価格は、45リットル大袋1枚当たりで現行の6円程度から36円程度となり、30円程度の負担増となります。
- ※4 白井市上下水道審議会からの答申どおり市営水道料金を令和2（2020）年度から15%値上げすることとし、一般会計から水道会計への繰出金の軽減額を効果額として見込んでいます。

【百万円】

6 財政推計 前提条件

【全体項目】

<p>・令和2年4月改訂版では、前回推計をベースに令和2年度当初予算を踏まえて次の要件に該当する項目について見直しを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①後期実施計画に位置付ける予定のもの ②前回推計後に国や県の制度改正があった（制度の詳細が判明したものを含む。）もの ③前回推計後に行政経営戦略会議において事業の実施や拡充等の意思決定をしたもの ④令和2年度当初予算と現行推計との乖離が大きく見直す必要があるもの ⑤会計年度任用職員に係るもの <p>・令和2年8月改訂版では、令和2年4月改訂版をベースに令和2年度普通交付税算定結果及び防災行政無線デジタル化更新事業の前倒しを反映するとともに、これらに伴う地方債の借入額の見直しを公債費に反映した。</p> <p>・推計期間は、令和2年度から令和12年度とする。ただし、長期間の推計となり、後年度になるほど各種制度の方向性が不透明なことから、第5次総合計画期間終了後の令和8年度以後は参考数値とする。</p> <p>・推計に当たっては、事業ごとに経費及び財源を積算し、それを積み上げて推計する。</p> <p>・推計値の算定に必要な人口は、第5次総合計画の策定に当たって平成26年12月に作成した人口推計を採用する。ただし、人口推計と平成30年4月現在における人口の年齢構成の差異については、現状に合わせて補正している。</p>

【歳入】

項目	内容・推計方法
地方税 (市税)	<p>市民税、固定資産税など、サービスを賄うための財源として、市民や企業などからおさめていただく税金のこと。</p> <p>令和2年度当初予算額をベースとして、個別の税目ごとに条件を設定して、徴収率を乗じて推計する。</p> <p>～主な税目の推計方法～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人市民税 人口推計による人口変動を考慮し推計する。 ・法人市民税 令和2年度以後の法人税割の税率改正（9.7%→6.0%）による影響、企業誘致の状況を考慮して推計する。 ・固定資産税・都市計画税 土地、家屋に対する課税は、3年に1回、課税の基礎となる評価額の見直し（評価替え）を行っている。 土地は、下落傾向にあるため、各年度において、前年度見込み額から0.5%下落するものとして推計する。 家屋は、平成30年度の評価替えの実績から、評価替え年度に平均4%の下落を見込むとともに、新築家屋や企業誘致の状況を考慮して推計する。
地方交付税	<p>国が地方公共団体間の財政力を調整するために、法人税やたばこ税などの国税5税の一部を市町村へ交付するお金のこと。</p> <p>令和2年度の普通交付税額を基礎数値として、令和2年度と推計年度の市民税の状況を考慮して推計する。</p>
国庫支出金	<p>特定の事業に対して国から収入される負担金や補助金などのこと。</p> <p>歳出で見込んだ事業費に補助率を乗じて推計する。</p>
県支出金	<p>特定の事業に対して県から収入される負担金や補助金などのこと。</p> <p>歳出で見込んだ事業費に補助率を乗じて推計する。</p>
地方債 (借入金)	<p>主に公共施設の建設などの際に、世代間の負担の公平性を確保するため、建設事業費の一部として、国や金融機関などから長期間借り入れるお金のこと。 建設事業債のほか、国の地方交付税の財源が不足しているため、当該不足分に対して市が借り入れる臨時財政対策債がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設事業債 歳出で見込んだ事業費に借入率を乗じて推計する。 ・臨時財政対策債 令和2年度の発行可能額で推計する。

繰入金・繰越金	<ul style="list-style-type: none"> 繰入金 特定の事業に充てたり、当該年度の財源不足を補うため、基金（市の預金）を取り崩すお金のこと。 繰越金 前年度の決算で余ったお金のこと。
そのほか	<p>～そのほかの主な項目～</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方譲与税 国が徴収した税金を一定の配分により市町村へ交付するお金のこと。地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税などがある。 税交付金 県が徴収した税金を一定の配分により市町村へ交付するお金のこと。利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、環境性能割交付金などがある。 分担金及び負担金 特定の事業の財源として、その事業により利益を受ける人から徴収するお金のこと。 使用料及び手数料 市の施設などを利用する人や、市のサービスを受ける人から、その対価として徴収するお金のこと。

【歳出】

項目	内容・推計方法
共通事項	<p>歳出全体に共通する事項</p> <p>人口変動の影響を受けるものは、人口推計を考慮して推計する。 後期実施計画に位置付ける予定の事業や各種計画に位置付けている事業については、当該計画に基づき推計し、それ以外については、現行の制度（詳細が判明している制度変更を含む。）や事業内容が継続するものとして推計する。</p>
人件費	<p>職員に対する給料や、議員・各委員会の委員への報酬などのこと。</p> <p>職員数は、令和4年度から定年延長が導入され、2年ごとに1歳ずつ定年年齢が上がり、令和12年度に65歳定年になると仮定し、原則として定年退職分を新規採用で補充するものとして推計する。 一般職員人件費は、令和2年度当初予算額に、退職者、新規採用職員や再任用する職員の人数、職員一人当たりの平均昇給率を加味して推計する。退職手当負担金は、千葉縣市町村総合事務組合が平成31年度から令和5年度までの5年間について、退職手当負担金の積算根拠を変更したことを反映し、令和6年度以後は平成30年度ベースで推計した。 また、地方公務員法の改正に伴い、令和2年度から新たに会計年度任用職員制度が導入されたため、令和2年度予算で計上した報酬（給料）や手当等をベースに推計した。</p>

物件費	<p>主に消費的な性質をもつ経費で、旅費、消耗品費、備品購入費、委託料などのこと。</p> <p>共通事項のとおりである。 なお、賃金については、令和2年度から会計年度任用職員制度に移行したため、見込まない。</p>
扶助費	<p>主に生活保護法・児童福祉法・障害者総合支援法などにに基づき支給する経費や各種サービスなどの経費で、生活保護費、保育園の運営費、障がい者サービス費などのこと。</p> <p>共通事項のほか、地方消費税交付金の税率改正による増収見込み分のうち、社会保障財源化相当分を計上する。</p>
補助費等	<p>公益上の必要性により、一部事務組合や各種団体・個人などに支出する経費で、助成金、負担金、補助金などのこと。</p> <p>一部事務組合への負担金は、原則として、財政推計を作成している組合の負担金は当該推計値を採用し、財政推計を作成していない組合の負担金は令和2年度予算額で推計する。 それ以外は、共通事項のとおりである。</p>
普通建設事業費	<p>投資的経費の代表的なもので、道路、橋梁、公共施設などを建設・改修する経費などのこと。</p> <p>前期実施計画や各種計画に位置付けている事業については、当該計画に基づき推計し、それ以外については、過去の実績に基づき推計する。</p>
公債費	<p>地方債（借入金）の元金・利子を返済するための経費のこと。</p> <p>既に借り入れている地方債に加えて、歳入の地方債で新たに見込んだ額を借り入れるものとして推計する。</p>
そのほか	<p>～そのほかの主な項目～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持補修費 公共施設などを保全し、維持するための経費のこと。 ・繰出金 国民健康保険事業や介護保険事業などの特別会計が安定した運営を行えるよう、一般会計から特別会計に繰り出す経費のこと。 <p>・維持補修費 前期実施計画や各種計画に位置付けている事業については、当該計画に基づき推計し、それ以外については、過去の実績に基づき推計する。</p> <p>・繰出金 各特別会計が、各種計画や現行の制度、人口推移などを考慮して推計した上で、安定した運営に必要な経費を推計する。なお下水道事業への繰出金については、法適化に伴い、平成31年度まではそのほか（繰出金）、令和2年度以降は補助費等及びそのほか（出資金）として計上している。</p>

【行政経営改革の効果】

行政経営改革効果額	<p>財源不足を補うため、市長・副市長・教育長の報酬の減額、管理職手当の削減、職員数の抑制、内部管理経費の削減などの行政の自助努力を徹底し、歳出の削減に努める。 また、市民の理解を得ながら、受益者からの負担額や公共施設のあり方の見直しを進め、歳入の増加・歳出の削減に努める。</p>
-----------	---

7 付属資料(財政健全化の取組後)

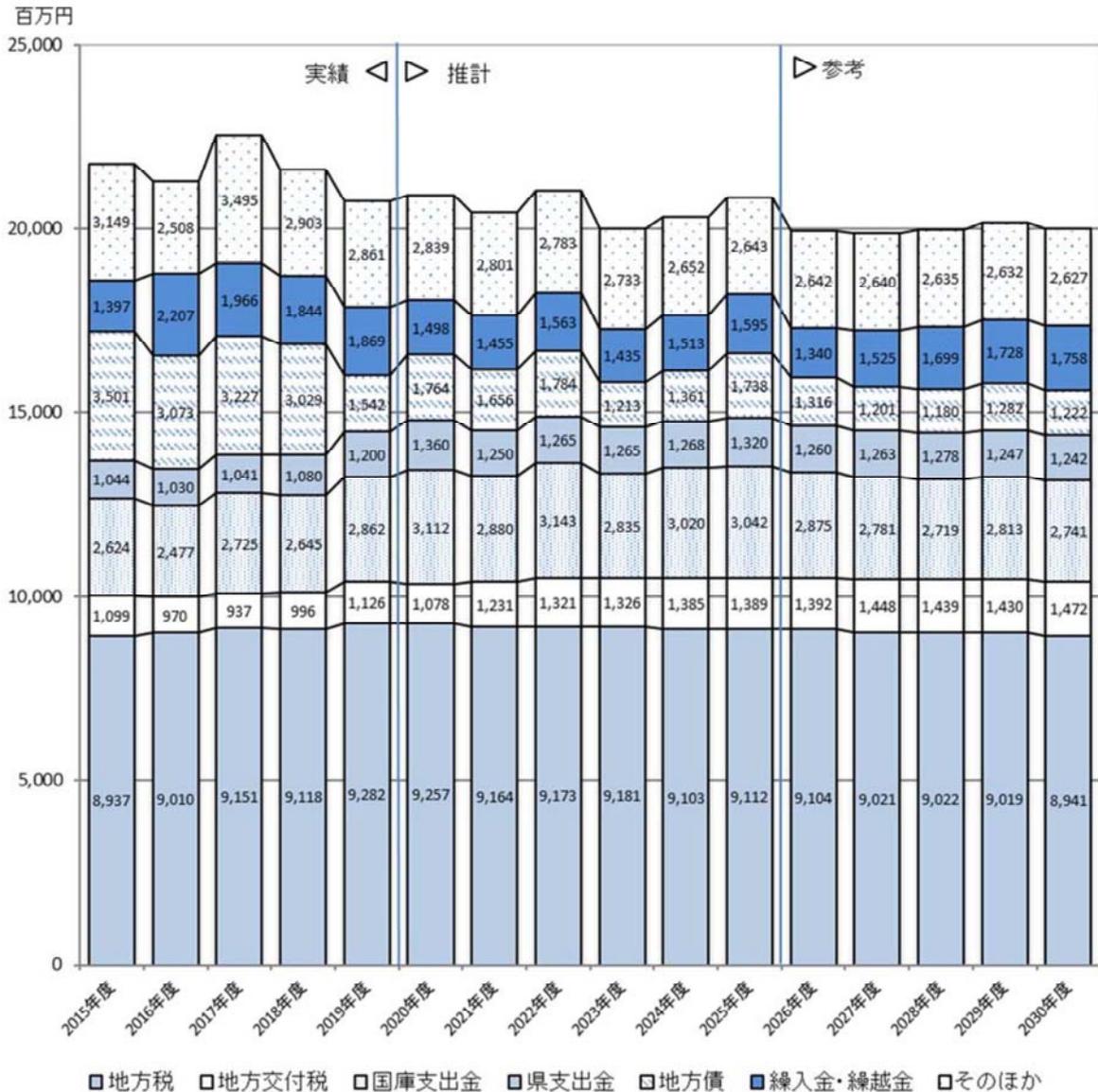
(1) 歳入

ア 歳入規模

歳入については、2022年度は橋梁の耐震補強、2025年度は文化センター大ホールの天井改修や防災行政無線のデジタル化更新事業などを見込んでいることから、国庫補助金や地方債が増加している。

そのほかの年度については、歳入規模は200億円前後で推移する見込みである。

図1-1 歳入の推移

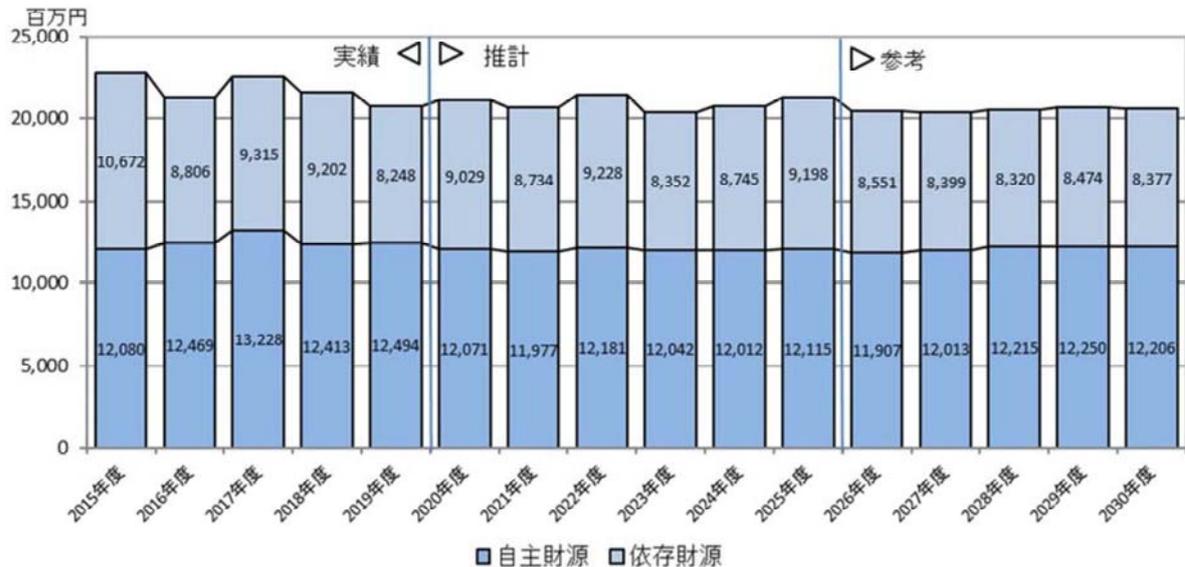


イ 自主財源と依存財源

自主財源は、市が自ら徴収する収入で、地方税、分担金・負担金、使用料・手数料、寄附金、基金からの繰入金などがある。依存財源は、国など他の団体等から受け入れる収入で、地方交付税、国庫支出金、地方債などがある。

自主財源は、120億円前後を維持できる見込みである。

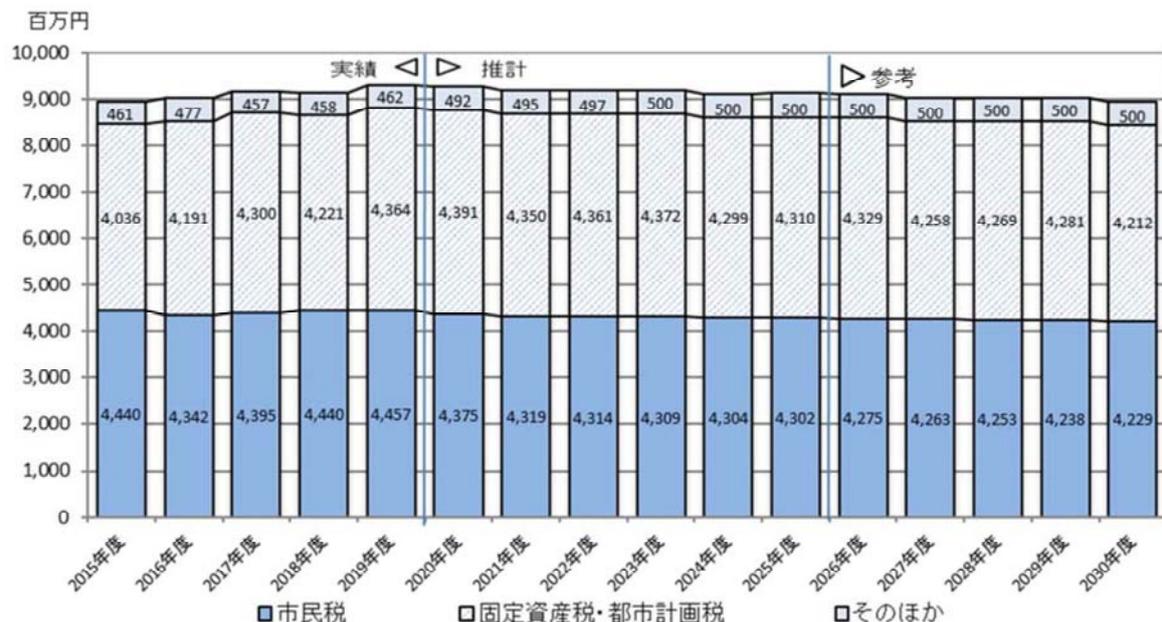
図1-2 自主財源と依存財源の推移



ウ 地方税

地方税のうち市民税は、2019年10月以後の法人市民税率の引き下げ、2020年度以後に見込まれる人口減少に伴い、減少し続けることが見込まれる。また、固定資産税・都市計画税は、企業立地の促進による増加、土地・家屋の評価替えが相まって、年度ごとの増減はあるものの、長期的には地価の下落の影響により2023年度以後はおおむね減少傾向にある。

図1-3 地方税の推移



(2) 歳出

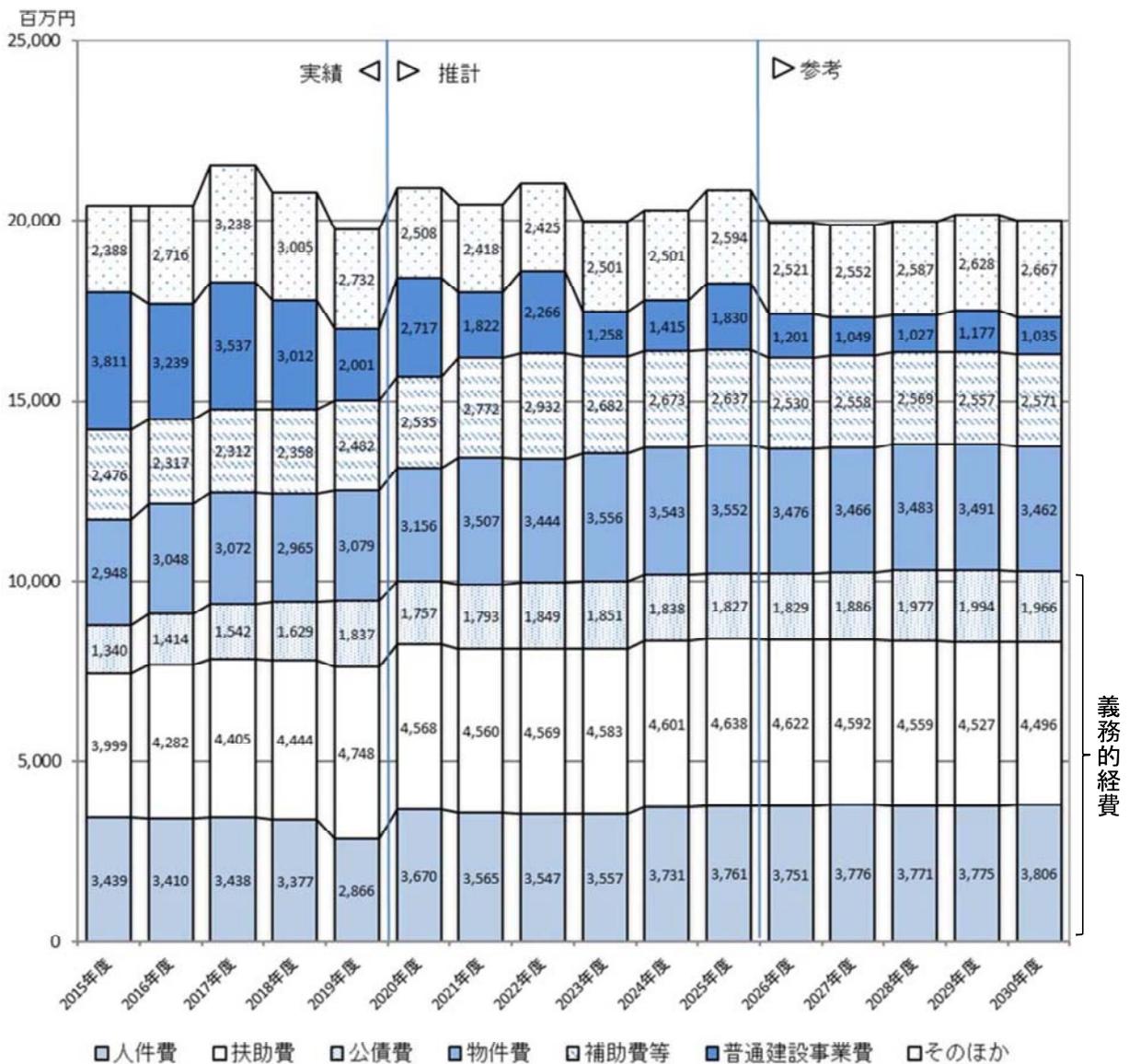
ア 歳出規模

歳出については、2020年度から会計年度任用職員制度が開始することに伴い、賃金（物件費）が減少し、人件費が増加している。また、2021年3月から教育のICT化の推進に向けてタブレット端末などをリース方式により整備するため、2021年度に物件費が増加し、その後は同規模で推移している。

また、2022年度は橋梁の耐震補強、2025年度は文化センター大ホールの天井改修や防災行政無線のデジタル化更新事業などを見込んでいることから、普通建設事業費が増加している。

そのほかの年度については、歳出規模は200億円前後で推移する見込みである。

図2-1 歳出規模の推移

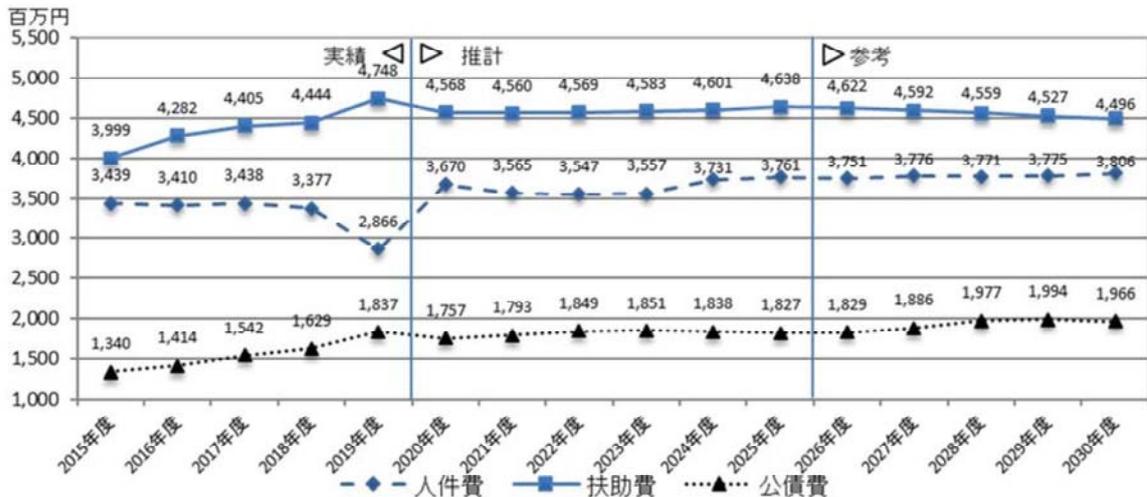


イ 義務的経費

義務的経費は、支出することが制度的に義務付けられた経費のことで、人件費、扶助費、公債費を指す。

人件費は、職員数の抑制などの取組と、2019年度から2023年度までの退職手当負担金の積算根拠の変更により減少するものの、2020年度からの会計年度任用職員制度の導入により増加し、2024年度以後は37億円規模で推移することが見込まれる。扶助費は障害福祉サービスなどが増加するものの、保育に係る経費などの減少により、おおむね横ばいで推移することが見込まれる。公債費は、学校給食共同調理場建替事業に伴う借入金の元金償還が始まる2022年度以後、18億円以上で推移することが見込まれる。

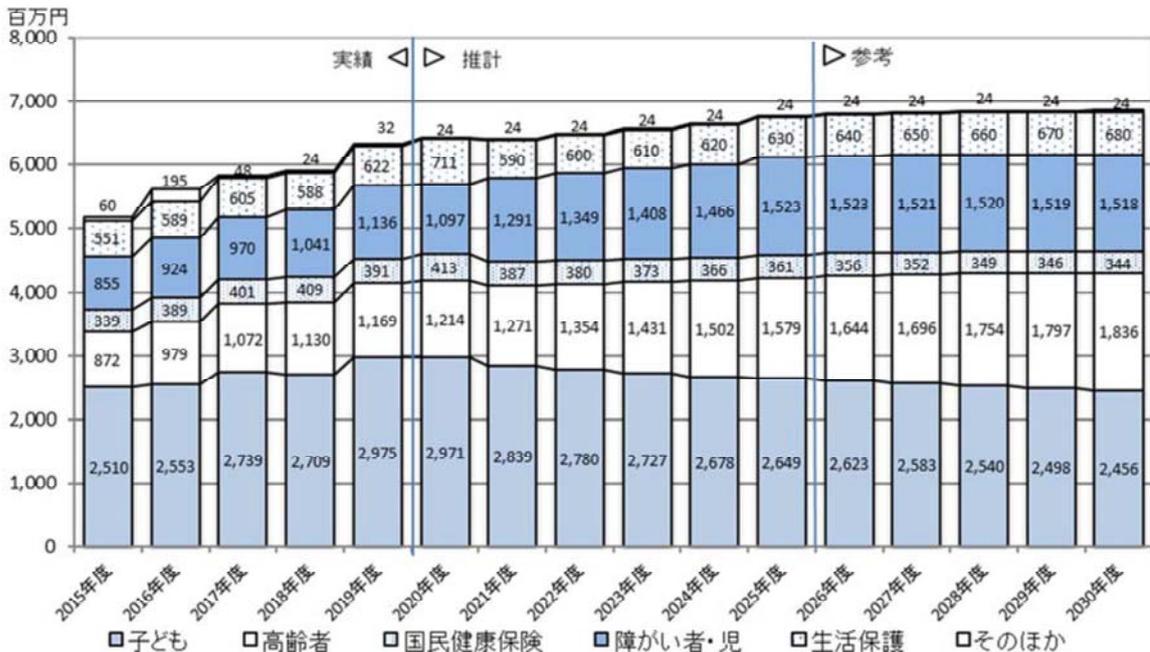
図2-2 義務的経費の推移



ウ 社会保障費

社会保障費は、2019年度以後、子どもの数の減少に伴い子どもに係る経費は減少するものの、高齢者や障がい者・児に係る経費は増加傾向にあり、社会保障費全体では増加が見込まれる。

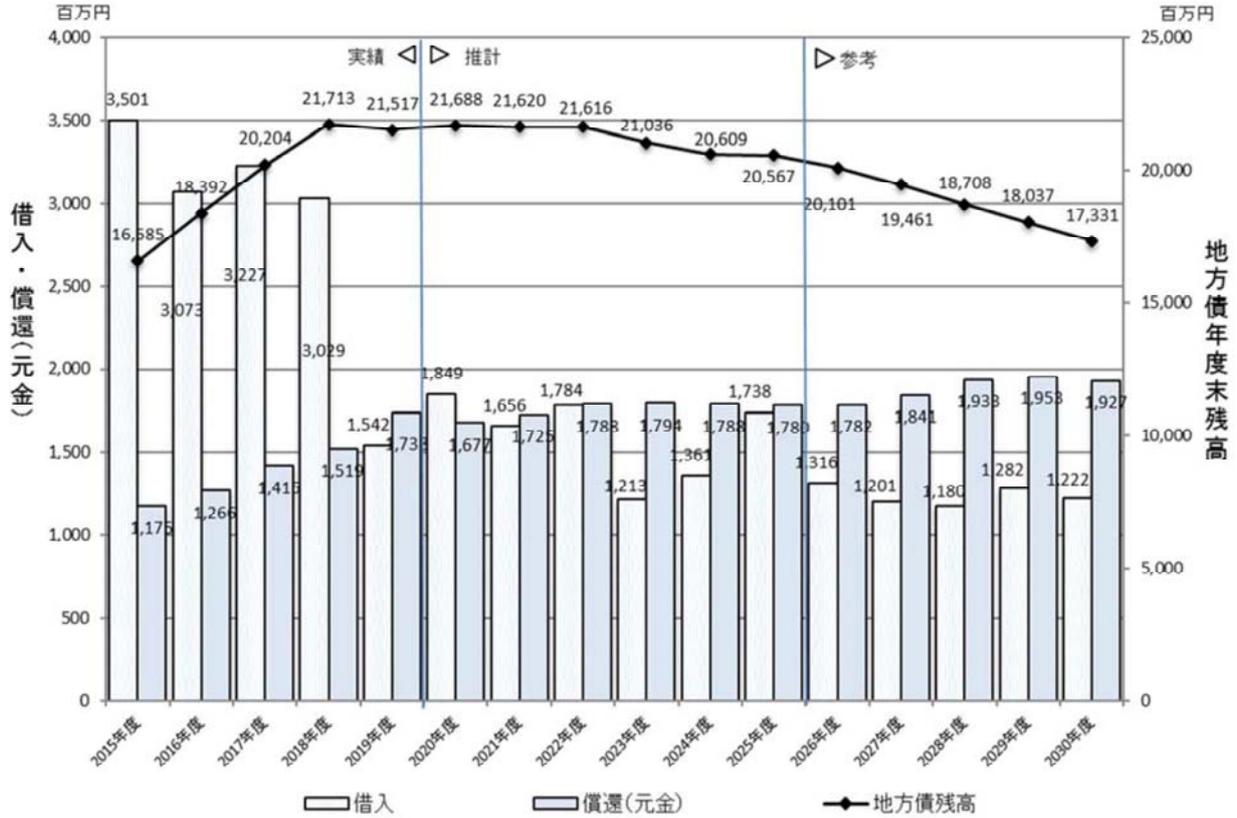
図2-3 社会保障費の推移



(3) 地方債

地方債の年度末残高は、2022年度までは富士公園の整備や工業団地アクセス道路の整備に伴う借入などにより216億円台で推移するが、その後は減少傾向となる見込みである。

図3-1 地方債年度末残高等の推移

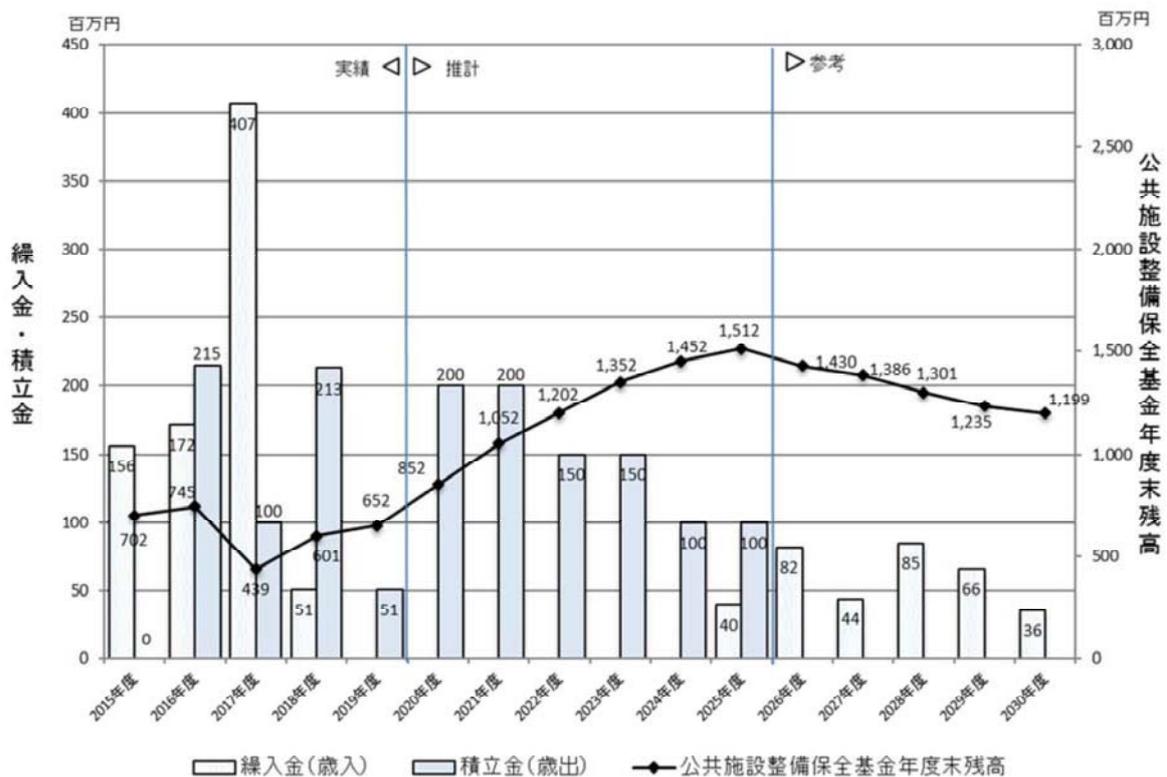


イ 公共施設整備保全基金

公共施設整備保全基金は、公共施設（建物）の老朽化対策等を計画的に行うための貯金である。

2025年度までは、将来の公共施設の改修等を見据えて積立を行うことから、2025年度末には15億円台を確保できるが、その後は公共施設の改修等に係る経費に充てるための繰入金（取り崩し）により年々減少する見込みである。

図4-2 公共施設整備保全基金年度末残高の推移



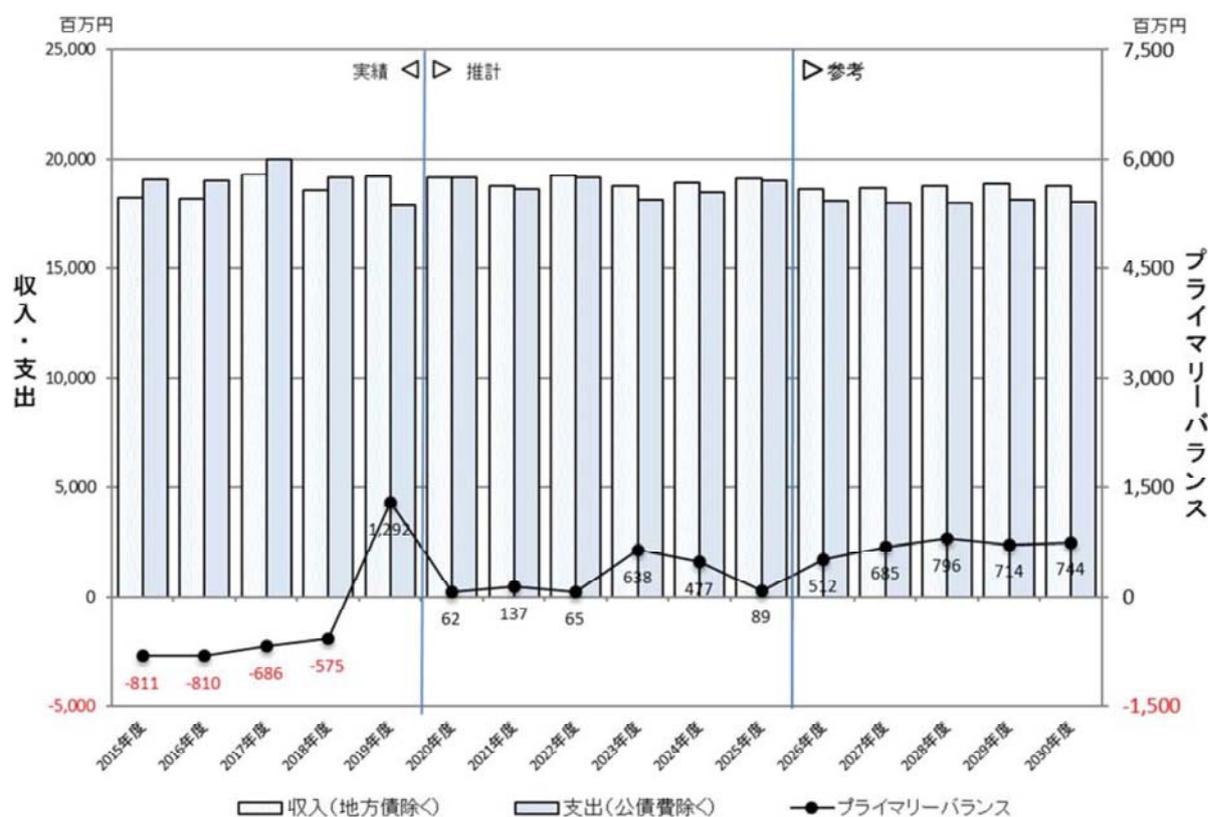
(5) プライマリーバランス

プライマリーバランスは、基礎的な財政収支のことで、地方債（借入金）を除いた収入と、公債費（借入金の元利償還金）を除いた支出のバランスを見るものである。

プライマリーバランスがプラスの場合は、地方債に頼らずに、税金などで市民生活に必要な支出が賄えている状態を意味する。逆に、マイナスの場合は、地方債に頼らないと必要な支出が賄えない状態を意味する。

2019年度以後は、プライマリーバランスがプラスで推移し、地方債に依存した財政運営から脱却するが、引き続き財政調整基金に頼った財政運営が続くことに留意する必要がある。

図5-1 プライマリーバランスの推移

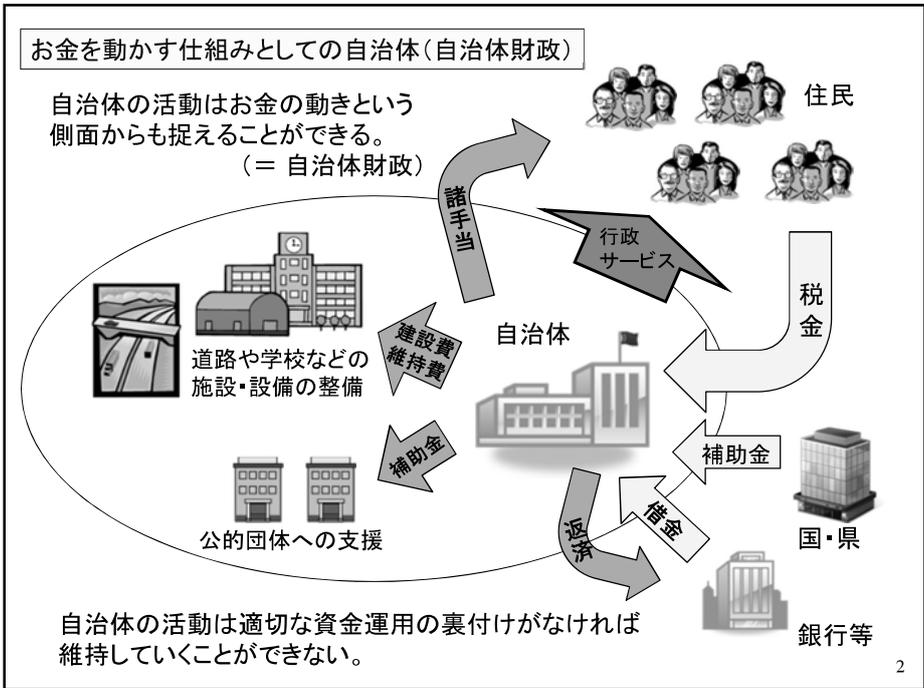


白井市の財政状況

大塚 成男(熊本学園大学大学院)
sh-ootsuka@kumagaku.ac.jp

R3.6.22

1



財政危機の多発

< >はH30年度の財政力指数 (白井市: 0.90)

- 2018年 2月 周南市(山口県) <0.79>、緊急財政対策
- 2018年11月 銚子市(千葉県) <0.60>、緊急財政対策
- 2019年 1月 涌谷町(宮城県) <0.38>、財政非常事態宣言
- 2019年 8月 小郡市(福岡県) <0.67>、緊急財政対策
- 2019年11月 相模原市(神奈川県) <0.90>、行財政構造改革プランの策定
- 2020年 2月 杵築市(大分県) <0.34>、緊急財政対策
- 2020年 2月 村田町(宮城県) <0.44>、財政非常事態宣言
- 2020年 2月 日野市(東京都) <0.97>、財政非常事態宣言
- 2020年10月 新座市(埼玉県) <0.91>、財政非常事態宣言
- 2021年 2月 裾野市(静岡県) <1.06>、財政非常事態宣言



地方財政をめぐる状況は厳しい。
特に財政力指数が大きい団体の財政が悪化している。

3

【財政危機に陥った自治体の共通点】

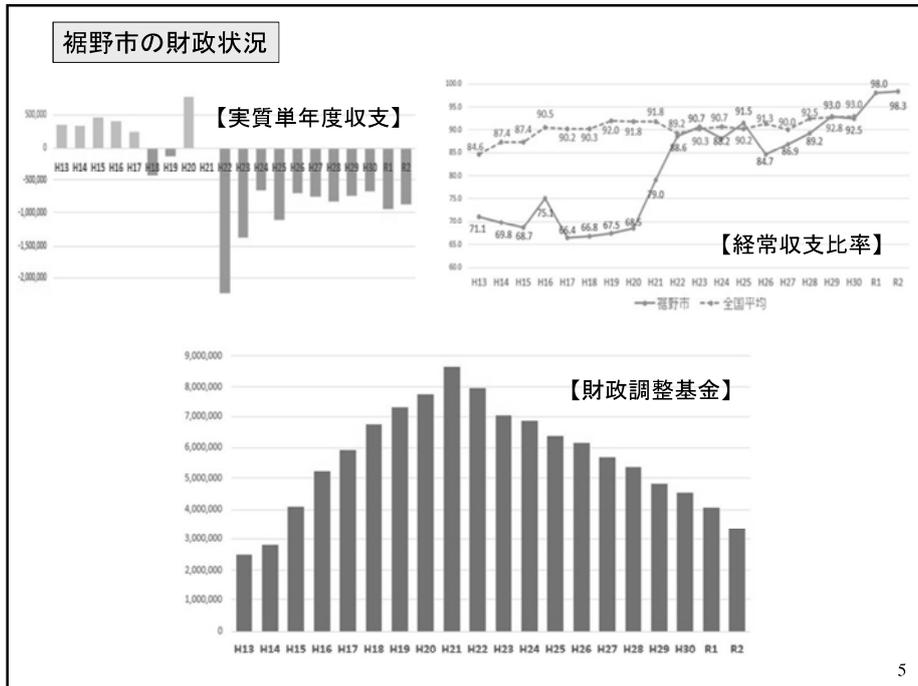
- ・負債の負担は大きいわけではない。債務の返済ができなくなったことによる財政危機ではない。(夕張市とは異なる)
- ・実質単年度収支(基金の取崩しを除いた収支)の赤字が続いている。すなわち、毎年度の歳出をその年度の歳入で賄うことができていない。
- ・経常収支比率(通常収入のうち、毎年繰り返される活動で使われる支出の割合)が非常に高い。財政上の余裕がまったくない。
- ・財政調整基金が大きく減少している。過去からの貯えが失われてしまう危険性が高くなっている。



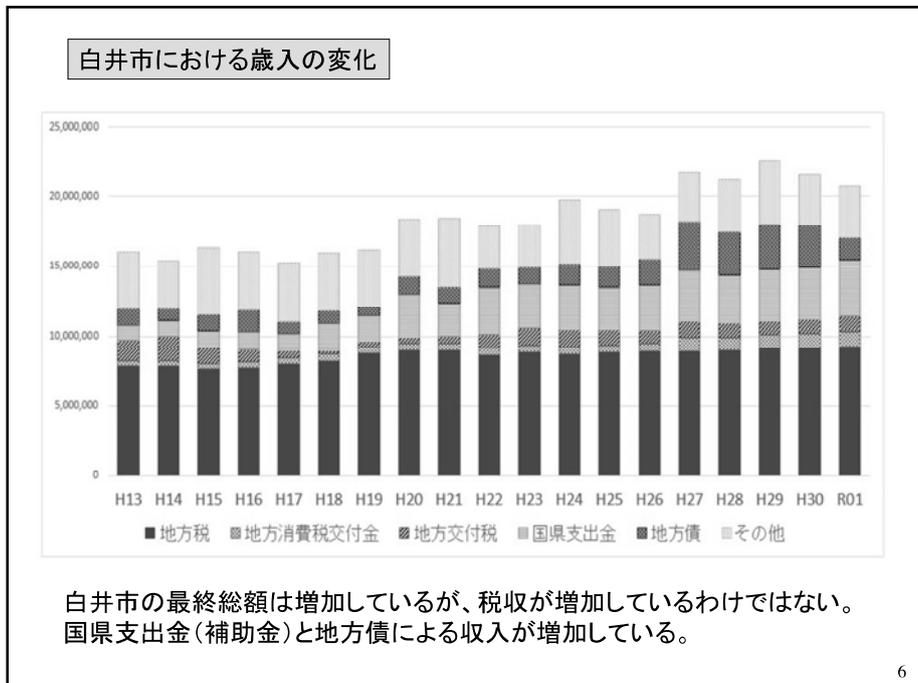
歳出(経費)を減らすことができないための財政危機

現状の自治体の財政において問題になるのは負債の大きさではない。
減らすことができない経費(固定的な経費)の増大である。

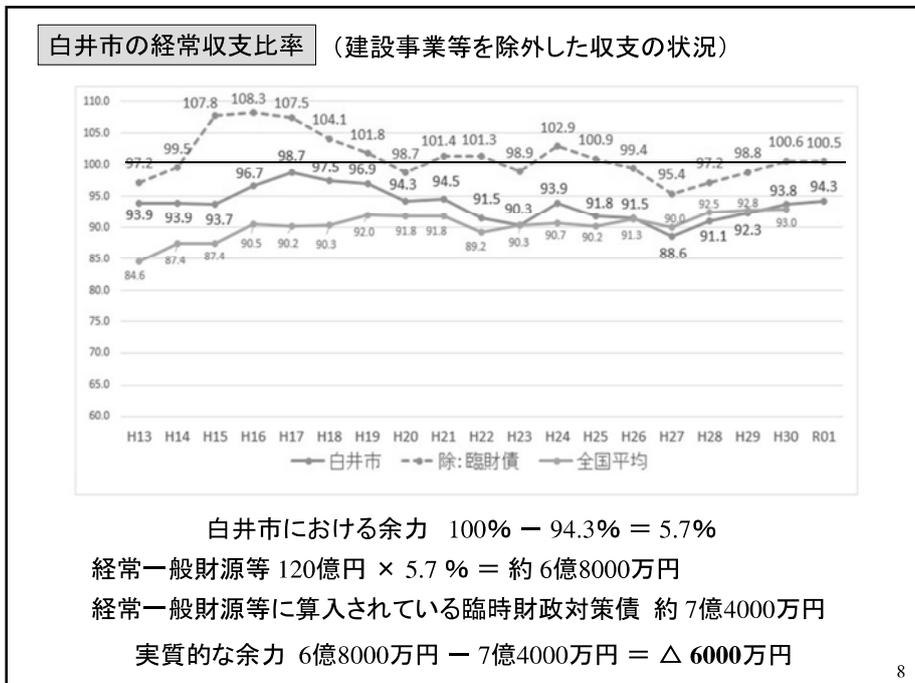
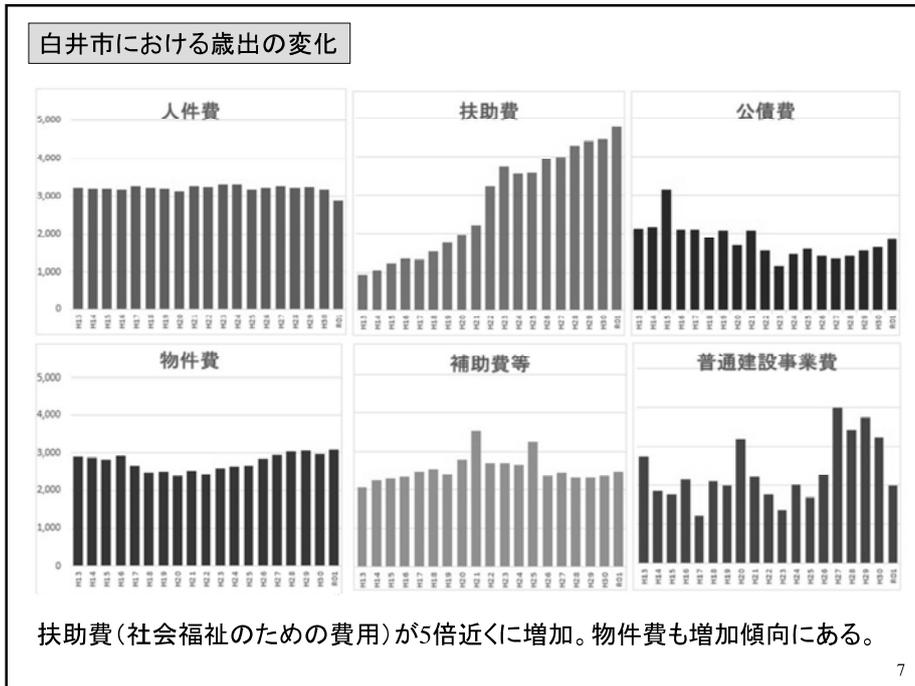
4

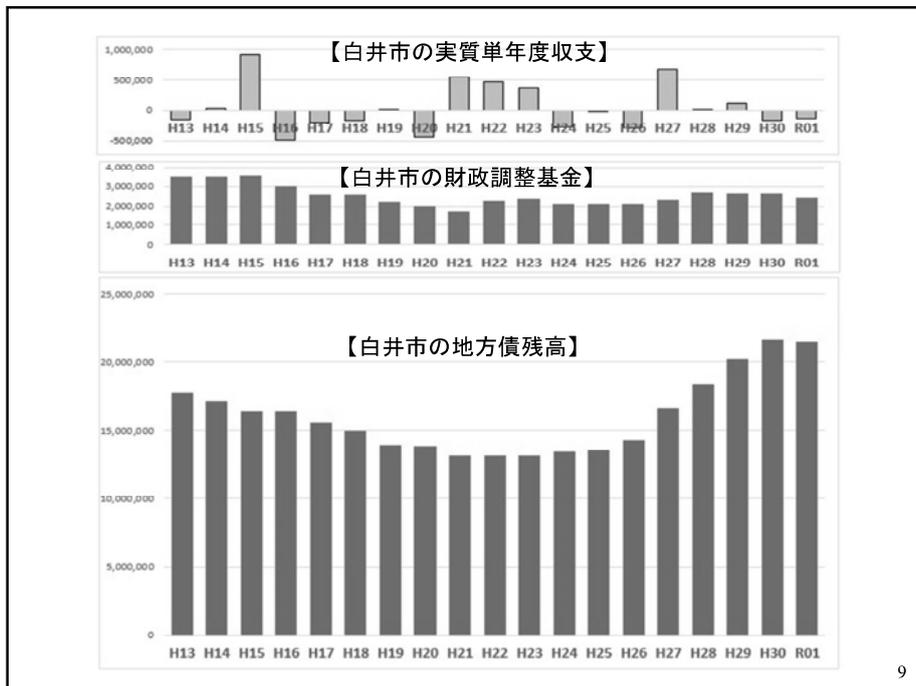


5



6





9

白井市の財政状況

- ・歳入総額は増加しているが、財政的な負担となる収入が多く、財政運営が難しくなっている。
- ・日常的な経費の負担が増加傾向にあり、将来的には、現在の財政では賄うことができなくなる危険性がある。
- ・収支が大きく悪化しているわけではないが、その背後で、地方債が増加しており、将来負担が大きくなっている。

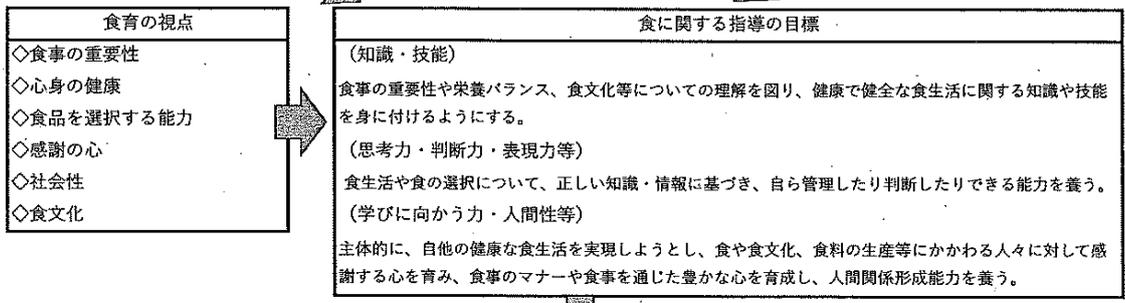
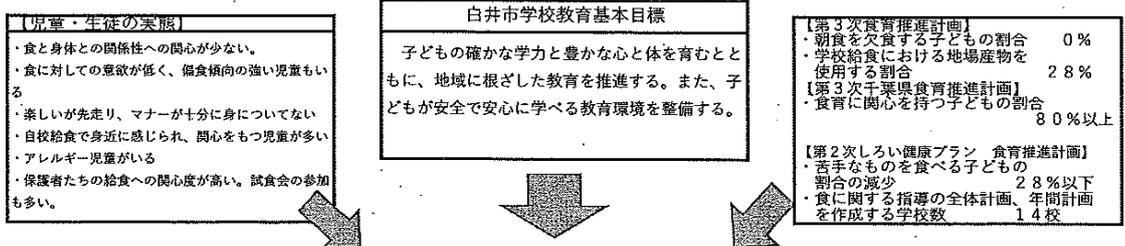


将来世代の負担を増加させないための対策が早急に必要。

白井市に求められているのは「身の丈に合った」財政運営である。ある政策の採択が他の政策の不採択につながることを意識して、「あれかこれか」という視点から望ましい財政運営を考えるべき。

10

食に関する指導の全体計画①（白井市立桜台小学校）



各学年の食に関する指導の目標

低学年	中学年	高学年
<ul style="list-style-type: none"> ・食べ物の名前や大きさ、形を知り、食べ物への関心を高める ・給食ではたくさんの食材がバランスよく使われていることを知る ・住んでいる地域の特産物などに関心を高める ・仲良く協力し、給食を食べることができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・友達と協力し、且つ、衛生的に給食の準備や片付けができる ・いろいろな食べ物の働きを知り、食べ物を3つに分類することが出来る ・感謝して食べることができ、食べ物を残さないことが環境に役立つことを知ること 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会活動などを通して自ら食に関して学び行事などを計画し参加することができる ・身近な食文化や歴史、または外国の食文化に関心をもつことができる ・生涯にわたり健康であるためには、規則正しく調和のとれた食事が大切であることを知ることが出来る

食育推進組織

委員長：校長
 委員：教頭 教務 学校栄養士 給食指導教諭 養護教諭

食に関する指導

- 教科等における食に関する指導 : 関連する教科等において食に関する指導の視点を位置づけて指導
 社会、理科、生活、家庭、体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動 等
- 給食の時間における食に関する指導 : 食に関する指導：献立を通して学習、教科等で学習したことを確認
 給食指導：準備から片付けまでの一連の指導の中で習得
- 個別的な相談指導 : 肥満、やせ傾向、食物アレルギー・疾患、偏食、スポーツ 等

地場産物の活用

地元農産物活用意見交換会 : 年1回、構成委員（給食センター所長、栄養教諭、学校栄養職員、農協職員、農家）
 活動内容（年間生産量調整、野菜の規格等の確認、）

その他 : 学校でのとうもろこしの皮むき体験等の計画(低学年中心)

校内放送などで地場産物等の紹介の充実、教科等の学習や体験活動と関連を図る。

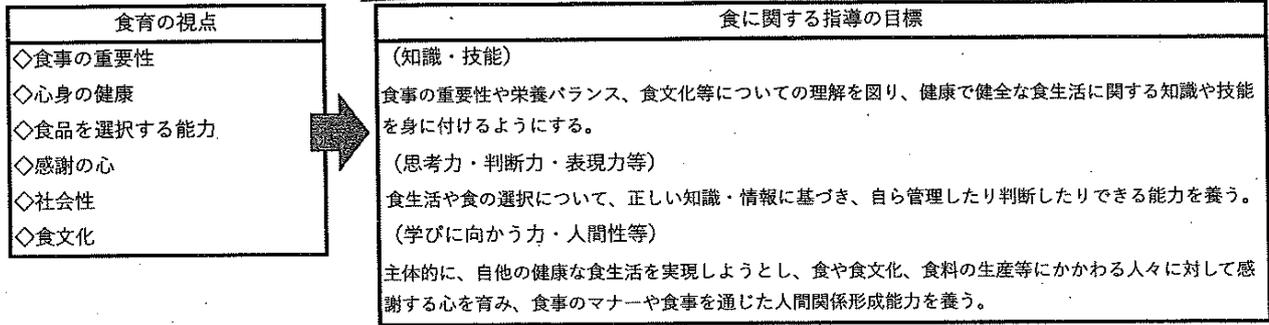
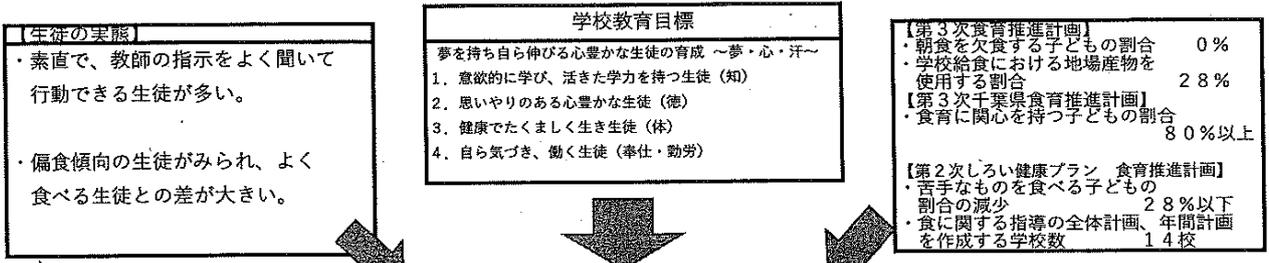
家庭・地域との連携

積極的な情報発信：学校ホームページ、学校だより、食育つうしん、予定献立表、学校給食試食会、学校保健会、
 広報しろい、白井市ホームページ、学校給食センター運営委員会

食育推進の評価

活動指標 : 食に関する指導、学校給食の管理、連携・調整
 成果指標 : 児童・生徒の実態、保護者・地域の実態

食に関する指導の全体計画①（白井市立桜台中学校）



各学年の食に関する指導の目標

1年	2年	3年
<ul style="list-style-type: none"> ○毎日規則正しく食事をとることができる。 ○自分の生活や将来の課題を見つけ、望ましい食事の仕方や生活習慣を理解し、自らの健康を保持増進しようとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○食環境と自分の食生活とのかかわりについて理解することができる。 ○身体の発達にともなう必要な栄養や食品に含まれる栄養素の種類と働きを知り、中学生の時期の栄養について理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活の中で食事が果たす役割や健康とのかかわりを理解する。 ○1日分の献立を踏まえ、簡単な日常食の調理ができる。 ○食品の安全で衛生的な取り扱いができる。

食育推進組織
 委員長：校長
 委員：教頭、栄養教諭、教務主任、体育主任、養護教諭、学年主任、給食主任

食に関する指導

- 教科等における食に関する指導： 関連する教科等において食に関する指導の視点を位置づけて指導
 社会科、理科、技術・家庭科、保健体育科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動 等
- 給食の時間における食に関する指導：
 - 食に関する指導：献立を通して学習、教科等で学習したことを確認
 - 給食指導：準備から片付けまでの一連の指導の中で習得
- 個別的な相談指導： 肥満、やせ傾向、食物アレルギー・疾患、偏食、スポーツ 等

地場産物の活用

地元農産物活用意見交換会： 年1回、構成委員（給食センター所長、栄養教諭、学校栄養職員、農協職員、農家）
 活動内容（年間生産量調整、野菜の規格等の確認、）

その他： 地場産物を活用した給食の実施

校内放送などで地場産物等の紹介の充実、教科等の学習や体験活動と関連を図る。

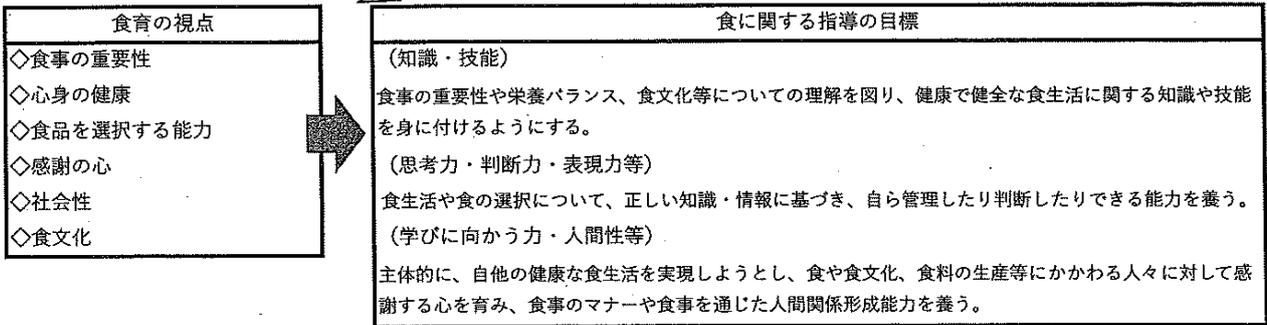
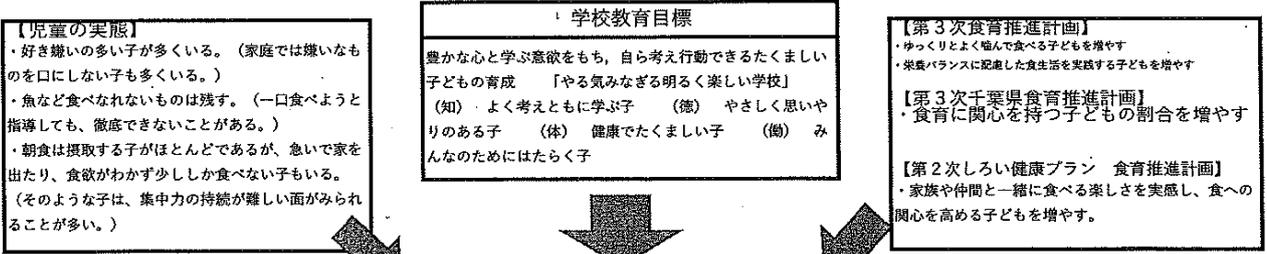
家庭・地域との連携

積極的な情報発信、学校だより、食育つうしん、予定献立表、学校給食試食会、学校保健会、広報しろい、白井市ホームページ

食育推進の評価

活動指標： 食に関する指導、学校給食の管理、連携・調整
 成果指標： 生徒の実態、保護者・地域の実態

食に関する指導の全体計画①（池の上小学校）



各学年の食に関する指導の目標

1・2年	3・4年	5・6年
<ul style="list-style-type: none"> ・食べ物に関心を持つ。 ・好き嫌いせずに食べようとする。 ・いろいろな食べ物の名前がわかる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・楽しく食事をすることが心身の健康に大切なことがわかる。 ・健康に過ごすことを意識して、いろいろな食べ物を好き嫌いせずに食べようとする。 ・衛生的に給食の準備や食事、後片付けができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・楽しく食事をすることが、人と人とのつながりを深め、豊かな食生活につながる事がわかる。 ・食事が体に及ぼす影響や食品をバランスよく組み合わせて食べることの大切さを理解し、一食分の食事が考えられる。 ・食品の衛生に気を付けて簡単な調理などを行うことができる。

食育推進組織
委員長：校長
委員：栄養教諭、主幹教諭、教務主任、保健主事、養護教諭、学年主任、給食主任、体育主任、学級担任

食に関する指導

- 教科等における食に関する指導 : 関連する教科等において食に関する指導の視点を位置づけて指導
社会、理科、生活、家庭、体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動 等
- 給食の時間における食に関する指導 : 食に関する指導：献立を通して学習、教科等で学習したことを確認
給食指導：準備から片付けまでの一連の指導の中で習得
- 個別的な相談指導 : 肥満、やせ傾向、食物アレルギー・疾患、偏食、スポーツ 等

地場産物の活用
地元農産物活用意見交換会 : 年1回、構成委員（給食センター所長、栄養教諭、学校栄養職員、農協職員、農家）
活動内容（年間生産量調整、野菜の規格等の確認、）
その他 : 学校でのとうもろこしの皮むき体験等の計画（毎年実施校1～2校）
校内放送などで地場産物等の紹介の充実、教科等の学習や体験活動と関連を図る。

家庭・地域との連携
積極的な情報発信、学校だより、食育つうしん、予定献立表、学校給食試食会（センター主催）、学校保健会、広報しろい、白井市ホームページ、学校給食センター運営委員会、

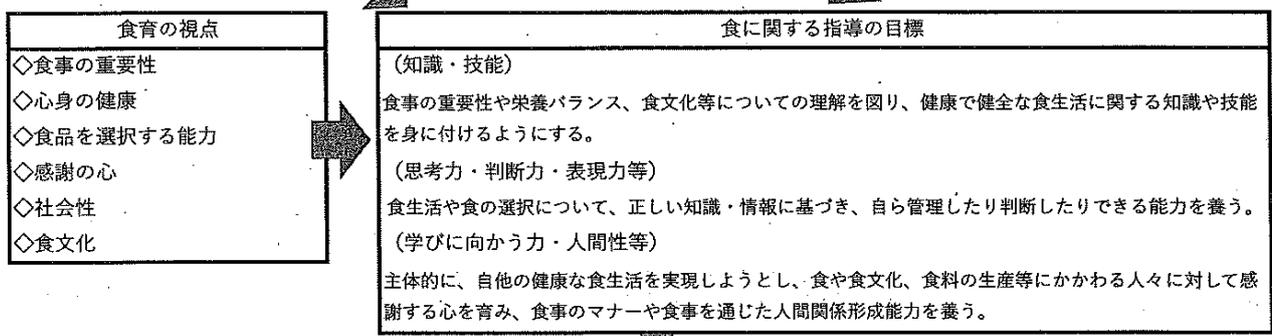
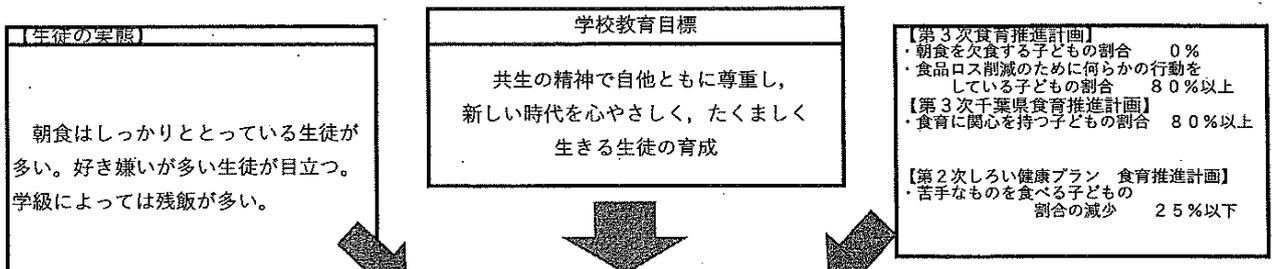
食育推進の評価
活動指標 :
成果指標 :

●食に関する指導の全体計画

教科等	4月	5月	6月	7月	8月から9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教科等	入学式 1. 先生を迎える会	サマースクール	修学旅行	運動会 自然観察	数学時間診断						
学習指導要領	計画策定	計画策定	計画策定	計画策定	計画策定	計画策定	計画策定	計画策定	計画策定	計画策定	計画策定
社会	県の様子【小4】国土・国土の地の特色【小5】	県はどこの国【小4】国に国【小5】国と国境【小4】	国境のつくりと役割【小4】国境のつくりと役割【小5】								
理科											
生活											
家庭											
体育											
他教科等											
道徳											
総合的な学習の時間											
学校行事											
児童会活動											
学級活動											
給食の時間	安全なアゴゴンの運動や配膳	正しい箸の持ち方 食事中の姿勢	水分補給の大切さ	三度の食事と生活リズム	もったいないの心	食前食後のあいさつ	正しい手洗	食前食後のあいさつ	食前食後のあいさつ	食前食後のあいさつ	食前食後のあいさつ
特別活動	給食指導 (担任の指導)	食に関する指導 給食改善指導 (栄養士の指導)									
月目標	給食の準備・片付けをきちんとしよう	マナーを守って食事をしよう	よく噛んで食べよう								
食文化の伝承	花まつり	端午の節句	扇風の日	七夕の日	秋の彼岸	十五夜	五穀豊稔	冬至	正月	節分	もも節句
行事食	入学進級お祝い献立	こどもの日献立	カミカミ献立	七草粥	体育祭がんばれ献立	運動会がんばれ献立	お月見献立	和食献立	地産地消献立	地産地消献立	お月見献立
給食の調理	菜の花、煮干し、キャベツ、アスパラガス、グリーンピース、豆、新玉ねぎ	アスパラガス、グリーンピース、豆、新玉ねぎ	大根、小松菜、じゃが芋、ミニトマト	アスパラガス、グリーンピース、豆、新玉ねぎ							
給食の調理	小松菜、長ネギ	大根、小松菜、じゃが芋、ミニトマト	小松菜、じゃが芋、ミニトマト	小松菜、長ネギ							
地域産物											
個別的な相談指導											
家庭・地域との連携											

【1年】給食の準備（白飯の着方、手洗い）、紙芝居「みんなの給食」、【2年】紙芝居「苦手の食べものにチャレンジ」、3つの栄養のはたらき、【3年】朝ごはんの大切さ、3つの栄養のはたらき
 【4年】紙芝居「なぜ食べるの」、3つの栄養のはたらき、【5年】よく噛んで食べよう「ひみこのはがいて」、3つの栄養のはたらき、【6年】食事バランスガイド「健康的な食事」
 献立とおして、食品の産地や栄養的特徴等を指導する。
 1年間の給食を振り返ろう

食に関する指導の全体計画①（南山中学校）



各学年の食に関する指導の目標

1年	2年	3年
<ul style="list-style-type: none"> 規則正しい食事を摂ることができる。 食事の重要性、食事の楽しさを理解できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 身体の発達に伴う必要な栄養や食品に含まれる栄養素の種類やはたらきを知り、中学生の栄養について理解できる。 食事のマナーや食事を通じた人間関係を形成することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 健康に生活するための望ましい栄養や食事の摂り方を理解し、自ら管理していく能力を身につける。

食育推進組織
委員長：校長
委員：栄養教諭、主幹教諭、教務主任、保健主事、養護教諭、学年主任、給食主任、体育主任、学級担任

食に関する指導

- 教科等における食に関する指導 : 関連する教科等において食に関する指導の視点を位置づけて指導
社会、理科、生活、家庭、体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動 等
- 給食の時間における食に関する指導 : 食に関する指導：献立を通して学習、教科等で学習したことを確認
給食指導：準備から片付けまでの一連の指導の中で習得
- 個別的な相談指導 : 肥満、やせ傾向、食物アレルギー・疾患、偏食、スポーツ 等

地場産物の活用

地元農産物活用意見交換会 : 年1回、構成委員（給食センター所長、栄養教諭、学校栄養職員、農協職員、農家）
活動内容（年間生産量調整、野菜の規格等の確認、）

その他 : 学校でのとうもろこしの皮むき体験等の計画（毎年実施校1～2校）

校内放送などで地場産物等の紹介の充実、教科等の学習や体験活動と関連を図る。

家庭・地域との連携

積極的な情報発信、学校だより、食育つうしん、予定献立表、学校給食試食会（センター主催）、学校保健会、広報しるい、白井市ホームページ、学校給食センター運営委員会、

食育推進の評価

活動指標 : 食に関する指導、学校給食の管理、連携・調整
成果指標 : 児童・生徒の実態、保護者・地域の実態

白井市立桜台小学校・桜台中学校給食のあり方に関するアンケートのお願い

日頃より、白井市の教育行政にご理解とご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、白井市立桜台小学校・桜台中学校にある自校式の給食調理場の老朽化等に伴い、同校児童・生徒に安全で安心な学校給食を効率的に供給するため、今後の同校の給食調理場のあり方について検討が必要となっております。桜台小中学校 PTA アンケートでは、74.6%の方が桜台地区の特色として自校方式給食の存続を希望し、その旨の要望書が提出されました。

そこで、教育委員会では、「白井市立桜台小学校・桜台中学校給食のあり方検討委員会」を設立し、昨年12月より検討を進めております。

この度、桜台小学校・桜台中学校の給食のあり方を検討する参考として、市民の皆様のお考えを伺うアンケートを実施することになりました。そこで、市内にお住いの18歳以上の方の中から1,500人を無作為に抽出し、アンケートを送付させていただいております。

つきましては、ご多用のところ誠に恐れ入りますが、本アンケートの趣旨をご理解いただき、別紙「白井市の学校給食について」を参照に、アンケートにご協力くださいますようお願いいたします。

アンケートにご記入いただいた内容は、すべて統計的に処理するため、個々の方のご回答内容が特定されるようなことは一切ございません。

【ご回答期限】

ご記入いただいたアンケートを同封の返信用封筒に入れて、令和3年8月23日(月)までにご投函ください。(切手の貼付及び差出人記入は不要です。)

【お問い合わせ先】

白井市立桜台小学校・桜台中学校給食のあり方検討委員会事務局

白井市教育委員会 教育支援課

電話 047-492-1111 (内線3871)

FAX 047-492-6377

【参考】

桜台小学校ホームページ <http://www.e-shiroi.jp/skr/>

桜台中学校ホームページ <http://www.e-shiroi.jp/skjh/>

白井市ホームページ内 写真で見る給食 <https://www.city.shiroi.chiba.jp/>



白井市の学校給食について

別紙

①現在、市内小中学校の給食は、桜台小中学校（2校）が自校方式で、その他の小中学校は給食センター方式で提供されています。現状は下表のとおりです。

	桜台小学校・桜台中学校（自校方式）	他 12 校（給食センター方式）
開設日	<ul style="list-style-type: none"> 平成6年4月1日 ※当時の学校給食共同調理場では2校増加分の給食提供ができなかったため自校方式で開設。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成31年4月1日 ※平成22年度から12校に給食を提供していた旧給食センターの建替等について検討を重ねて約25億円をかけて新給食センターを建設。
衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> 現在の学校給食衛生管理基準を一部満たしていない。 運営面で工夫し安全に提供している。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在の学校給食衛生管理基準を満たしている。
配食校	<ul style="list-style-type: none"> 桜台小学校、桜台中学校（それぞれの調理場で調理し、提供） 	<ul style="list-style-type: none"> 12校（桜台小中を除く全小中学校）
配食数 R3.4	<ul style="list-style-type: none"> 桜台小学校 408食 桜台中学校 202食 	<ul style="list-style-type: none"> 5,614食 ※調理能力6,500食
アレルギー対応	<ul style="list-style-type: none"> アレルギー除去調理室なし 卵除去（代替品の提供なし） 	<ul style="list-style-type: none"> アレルギー除去調理室あり 卵、乳の除去（代替品の提供あり）
調理	<ul style="list-style-type: none"> 食数が少なく、配送時間が必要ないので、時間や手間がかけられる。 児童生徒からのリクエスト給食を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 食数が多く、配送時間が必要なので、効率のよい調理が必要。 アンケートなどで児童生徒の声を反映。
食育	<ul style="list-style-type: none"> 栄養士と共に食育授業(小)…年1回 栄養教諭が家庭科学習の補助(中)…必要に応じて 各学校の「食に関する指導計画」に基づき栄養士と教員が食育指導…毎日 	<ul style="list-style-type: none"> 栄養士と共に訪問食育授業…年1回 各学校の「食に関する指導計画」に基づき教員が食育指導……………毎日
残菜率 R2平均	<ul style="list-style-type: none"> 桜台小 4.2% 桜台中 3.1% 	<ul style="list-style-type: none"> 小学校 16.8% 中学校 16.6%
給食費 (月額)	<ul style="list-style-type: none"> 桜台小学校 4,900円 桜台中学校 5,900円 	<ul style="list-style-type: none"> 小学校 4,500円 中学校 5,300円
調理員数	<ul style="list-style-type: none"> 桜台小学校 8名 (R3.4.1現在) 桜台中学校 9名 (//) 栄養士(小)1名 栄養教諭(中)1名 	<ul style="list-style-type: none"> 42名 (R3.4.1現在) 栄養士 4名
公費負担※	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒一人当たり 約115,000円 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒一人当たり 約63,000円

※公費負担とは、調理業務や施設維持管理に係る費用等、市が負担した額を児童・生徒数で割った金額です。（令和元年度決算より算出）

裏へ

②今後の桜台小学校・桜台中学校の給食提供について、次の3つの方式が考えられます。
それぞれの概要は下表のとおりです。

	自校方式継続の場合	親子方式に変更する場合	給食センター方式に移行する場合
方法	・桜台小中学校の調理場をそれぞれ増床・改修する。	・桜台小中学校敷地内に新たに調理場を建設し、2校分を提供する。 ・同校調理場を配膳室に改修する。	・桜台小中学校の調理場を配膳室に改修し、給食センターから提供する。
改修費等	・4億2,000万円程度	・5億5,000万円程度	・5,000万円程度
工期	・8～10ヶ月程度	・7～10ヶ月程度	・1～2ヶ月程度
給食	・改修期間中は調理不可。	・給食提供は継続。	・給食提供は継続。
年間の運営費	・6,600万円程度 ※調理業務、施設の維持管理費及び人件費等。	・5,000万円程度 ※調理業務、施設の維持管理費及び人件費等。 ※自校方式と比較し、1,600万円程度経費削減が見込まれる。	・1,700万円(追加費用) ※桜台小中学校への配送費及び配膳費。 ※自校方式と比較し、4,900万円程度経費削減が見込まれる。
懸案事項	・改修期間中、給食提供の代替策の検討が必要。	・配送車の確保が必要。	・配送車の確保が必要。

※改修費等及び年間の運営費は現在の見込みです。

③市の財政状況と目標値

単位：万円

年度	経常収支比率 <small>注1</small>	市の貯金 <small>注2</small>	市の借金	年間収支 <small>注3</small>
平成29年度	92.3%	26億2,700	202億400	1億1,400
平成30年度	93.8%	26億5,200	217億1,300	▲1億6,600
令和元年度	94.3%	24億1,500	215億1,700	▲1億3,700
目標値 <small>注4</small> 令和7年度	90%以下	20億円以上	190億円以下	設定なし

注1 この数値が高いほど、財政が硬直化しています。次の計算式で求められます。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{毎年使うお金（人件費など）}}{\text{毎年入ってくるお金（市税等）}} \times 100$$

注2 市の貯金とは、使い方が特定されていない財政調整基金の額です。

注3 年間収支とは、実質単年度収支の額です。



注4 目標値は、平成28年度に策定した「白井市行政経営指針」によります。



桜台小学校・桜台中学校学校給食のあり方に関するアンケート

(1) 回答者の年齢

- 10代 20代 30代 40代 50代 60歳以上

(2) 回答者のお住いの学区

- 白井第一小学校学区 白井第二小学校学区 白井第三小学校学区 大山口小学校学区 清水口小学校学区
 南山小学校学区 七次台小学校学区 池の上小学校学区 桜台小学校学区 わからない

(3) 食材に係わる経費は給食費として保護者が負担し、それ以外の調理業務や施設維持管理に係わる費用は、すべて公費で負担されていることを知っていますか。

- はい いいえ

(4) 別紙を見て、これからの白井市全体の学校給食において、優先すべきと考えるものを3つ選んでください。
(別紙とは、同封の自校方式、給食センター方式を比較している資料のことです。)

- 学校給食衛生管理基準の遵守 手間をかけた調理 残菜の少なさ
 公費負担の公平性 アレルギー対応 食育の充実
 市内均一な給食費 その他

(5) (4)でその他を選んだ場合その内容

(6) 現在桜台小学校・桜台中学校の施設は、老朽化や改正された学校給食衛生管理基準を満たしていないという課題があります。今後どのようにしたらよいと思いますか。

- 「自校式調理場」として桜台小中学校それぞれの調理場を増床・改修する。
 桜台小中学校敷地内に「親子方式（2校分を一カ所で調理）」として新たに調理場を建設する。
 桜台小中学校の給食提供を給食センターに移行する。
 その他

(7) (6)でその他を選んだ場合その内容

(8) 桜台小学校・桜台中学校（自校方式）、他12校（給食センター方式）に関して、ご意見やご要望などありましたらご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

委員の皆様からの御意見（6月22日 資料）

	場所	御意見	事務局の考え・対応
1	1 枚目	・「平成 6 年の学校設立からずっと続いている桜台小中学校の自校式給食は、桜台地域の特色、魅力、看板、伝統、誇りそのものです。」と挿入する。	・検討委員会としてアンケートに入れる文言として適切か委員会で検討願います。
2		・老朽化を放置していたことについて記述する。	・放置していたわけではなく、適宜修繕や交換を行ってきているので、記述しない方向で考えます。
3		・アンケート配付数を全ての家庭数とする。	・前回、全市民対象で無作為抽出と決定済みです。1500人に送付します。家庭数は小学校区配付の割合を出すために表示しました。
4		・「昨年度～ます。」を「昨年 12 月に第 1 回、本年 3 月に第 2 回、本年 6 月に第 3 回を開催しました。」へ修正。	・簡潔に、ということで変更なしと考えます。
5	別紙 ① 開設日	・給食センター方式の欄に「平成 22 年度から 12 校で旧給食センターの改修等について検討を重ね、平成 31 年 1 月に約 66 億円をかけて新給食センターを建設。」を挿入する。	・62 億円が建設費及び 15 年 4 か月の運営費。建設費は 25 億円。（双方とも消費税別） ・挿入も可能ですが、必要か委員会で検討願います。
6	別紙 ① 調理	・調理時間について詳細に明記する。	・挿入するか委員会で検討願います。
7		・桜台小・中はリクエスト給食を行っているので、それを明記したらどうか。 ・給食センターも、児童生徒の要望をアンケートなどで集約し、対応している。それを明記したらどうか。	・紙面の関係上「炊飯」の欄を削除し、「調理」の欄に下記を入れようと考えます。 ・桜台小学校・桜台中学校は「児童生徒からのリクエスト給食を実施」給食センターは「アンケートなどで児童生徒の声を反映。」

8	別紙 ① 食育	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度はコロナの影響でなかったが、例年給食センターの栄養士が、中学校にも来校し指導していた。そのことを明記したらどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・(小) となっている記述を削除する方向で考えます。
9		<ul style="list-style-type: none"> ・食育の教育活動（コロナ前）について、第1回検討委員会で要求した具体的な資料を添付する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在学校はコロナ前を想定していません。本年度の「食に関する指導の全体計画」の一部を資料として本日配付しています。これを一緒に添付する必要があるか委員会で検討願います。ちなみに、郵送料が予算オーバーになります。
10	別紙 ① 残菜率	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄処分費について追加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・給食センターのPFI事業者を確認したところ、個別の経費は公表できないとのことでした。
11	別紙 ① 調理員	<ul style="list-style-type: none"> ・桜台小より食数の少ない桜台中の方が調理員の人数が多い。気になる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・シフト体制をとっています。日々の調理は小学校より少ないそうです。記述はそのままにします。
12		<ul style="list-style-type: none"> ・栄養教諭、栄養士の人数を挿入する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・下記のように挿入する方向で考えます。 ・桜台小中「栄養職員各1名」給食センター「栄養職員4名」
13	別紙 ① 公費負担	<ul style="list-style-type: none"> ・公費負担の算出方法が不明。詳細な説明を。 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料のとおりです。
14	別紙 ① その他の御意見	<ul style="list-style-type: none"> ・桜台中は、土曜日参観の日にも給食の提供をしている。それを明記したらどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校は年1回のみ対応。小学校は、前日納品を理由に、土曜日対応を行っていません。明記しない方向考えます。
15		<ul style="list-style-type: none"> ・冷凍食品、加工食品の使用率を挿入する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・挿入するか委員会で検討願います。
16	別紙 ② 方法	<ul style="list-style-type: none"> ・自校方式、親子方式、給食センター方式などの調理方法の違いについてほとんどの人が知らないと思うので、解説を入れる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙内で説明を入れています。紙面の都合上、このままと考えます。

17	別紙 ② 改修費等	<ul style="list-style-type: none"> ・検討委員会で事務局へ見積もりの指示を出していないにもかかわらず、突然出てきた情報であり、改修費等や工期や年間の運営費などの算出根拠が不明である。検討委員会で見積もりの取り方から検討すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回のアンケートに示す資料として必要なため、一定の整備条件に基づき、数社に確認し、算出しました。整備内容が決定した時点で正式な設計を行う予定です。
18	別紙 ② その他の 御意見	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校の給食室で中学校分も調理する親子方式も入れる。 ・新たに調理場を建設するのではなく、改修する案を追加する。 ・小学校の給食室で調理し、中学校に持っていく、もしくは中学校生徒が小学校の教室で食べる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・親子方式にする場合、どちらの調理場も増床・改修するだけではできません。(食材搬入口、給食供給口を別にしなければいけません。今の土地の広さでは対応できません。) ・小学校に中学生が給食を喫するスペースはありません。また、時間割も違うので難しい状況があります。
19	別紙 ③	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙③が唐突の印象。②に大規模改修の年度を入れたらよいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1枚目に下記のように挿入する方向で考えます。 ・「令和7年度以降随時桜台小学校・桜台中学校の大規模改修が行われる予定です。」
20	別紙 ③ その他の 御意見	<ul style="list-style-type: none"> ・いきなり市の財政の話ではなく、③に代えて白井市第5次総合計画(2016-2025)の戦略1若い世代定住プロジェクト、戦略3子育てしたくなるまちづくり等について記載する。市の行政をどうしたいのか不明。 	<ul style="list-style-type: none"> ・この計画に桜台小中学校の給食についての記述はありませんので、変更しない方向で考えます。
21		<ul style="list-style-type: none"> ・歳出に占める桜台小中の年間運営費の割合はどのくらいか。未来をつくる主体である子供たちにかかる費用から捻出しなければいけないくらい困窮しているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本日まで説明したとおりです。

22		<ul style="list-style-type: none"> ③は不要。 	<ul style="list-style-type: none"> 削除するか委員会で検討願います。
23	アンケート	<ul style="list-style-type: none"> アンケートの表題を変えてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 下記のように変更する方向で考えます。 「桜台小学校・桜台中学校給食のあり方に関するアンケート」
24	アンケート (1)	<ul style="list-style-type: none"> 60以上は60歳以上が正しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 訂正します。
25	アンケート (3)	<ul style="list-style-type: none"> 言葉が難しい。平易な言葉にならないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 「負担し、」以降を「それ以外の調理業務や施設維持管理に係る費用は」に変更する方向で考えます。 変更する場合は、別紙①下の「公費負担とは」以降を同様の言い方に直します。
26		<ul style="list-style-type: none"> 歳出に占める桜台小中と12校の年間運営費の割合を追加する。 	<ul style="list-style-type: none"> 追加するか委員会で検討願います。
27	アンケート (4)	<ul style="list-style-type: none"> 「メニューの豊富さ」は比較できるものがあるとよい。桜台に選べるメニューがあった。 	<ul style="list-style-type: none"> 「手間をかけた調理」に変更する方向で考えます。
28		<ul style="list-style-type: none"> 手作り・安心安全・作り手の顔が見える。を追加。 	<ul style="list-style-type: none"> 手作りについては、上記の「手間をかけた調理」に変更することで対応と考えます。 安全安心は双方の調理場も努力しているので、追加なしと考えます。 給食センターの見学会で、調理しているところを見ているので追加なしと考えます。
		<ul style="list-style-type: none"> 「食品ロス」と別紙「残菜率」はイコールなのか。分かるようにしたほうが良い。桜台の残菜の少なさやセンターの残菜を減らす工夫も並列して示せばよいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> とらえ方としてはイコールではないので、「残菜の少なさ」に変更する方向で考えます。

29		<ul style="list-style-type: none"> ・公費負担の公平性はない。市役所・白井駅周辺や西白井駅周辺で開発が進んでいる。 ・桜台地域の課題として、次のことが挙げられる。 <ul style="list-style-type: none"> ○桜台小中学校は塀が半分なく、正門が閉められないため、犯罪者が自由に出入りできる状況。他の学校と同じように塀を設け、正門を閉められるようにしてほしい。 ○最寄り駅（千葉ニュータウン中央駅）の駐輪場を補助してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会で検討願います。 ・なお、各学校でもそれぞれ特別教室にエアコンがないなどの課題をかかえています。
30	アンケート (5)	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな調理場を建設するのではなく、改修する案を追加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現実的に難しいです。追加しない方向で考えます。18参照。
31		<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食衛生管理基準の努力義務であることを明記する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新しく改修する場合、努力義務だけではなく必修条件もあります。明記しない方向で考えます。
32		<ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省「公立学校施設の給食調理場の状況について」の2020年度調査によれば、公立学校施設における給食調理場のうち、乾式の調理場は単独調理場で3,263棟（31.9%）、共同調理場で1,758棟（52.7%）であることを記述する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同上。 ・また、乾式について別紙で触れていないので、この数値は記述しなくてもよいと考えます。
33		<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省「食中毒統計資料」によれば、「学校給食衛生管理基準」制定以降も食中毒が発生しており共同調理場は単独調理場より摂食者数及び患者数が多い状況であることを記述する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・白井市の自校方式や給食センター方式では過去に食中毒を発生していません。これからも起こさない努力をするのでこのアンケートには記述しないでよいと考えます。
34	アンケート (6)	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の欄を大きくする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大きくする方向で考えます。

35		・「桜台小学校・桜台中学校（自校方式）、他 12 校（給食センター方式）に関して、ご意見やご要望などありましたら」へ変更。	・変更するか委員会で検討願います。
36	アンケート追加の御意見	・「新校舎（平成 28 年 4 月工事開始～平成 30 年 5 月全庁開庁、総事業費約 40 億円）、新給食センター（平成 30 年 1 月工事開始～平成 31 年 1 月完成、総事業費 66 億円）、西白井コミュニティープラザ（平成 31 年 1 月工事開始～令和元年 9 月完成、総事業費約 3 億円）等を建てた後、財政が厳しくなったことはご存じですか」を追加し、はい、いいえで回答を求める。	・追加するか委員会で検討願います。
37		・「桜台小学校区を単位としたまちづくりについてどのような印象・感想をおもちでしょうか。」を追加し自由記述欄を設ける。	・給食のアンケートなので、まちづくりについての記述は難しいと考えます。
38		・桜台小中が自校式と知っていましたか。を追加する。	・追加するか委員会で検討願います。
39		・12 校が利用している給食センターが 60 億かかっていると知っていましたか。を追加する。	・5 番参照。建設費そのものではないので、追加しない方向で考えます。
40		・未来の子供たちに税金を使うのが嫌ですか。を追加する。	・追加するか委員会で検討願います。
41		・桜台小中学校の魅力を無くしても良いですか。を追加する。	・追加するか委員会で検討願います。
42		・給食センター建て替えの時に反対しましたか。を追加する。	・追加するか委員会で検討願います。

43	全体を通し、その他の御意見	<ul style="list-style-type: none"> 桜台小、給食センターのホームページを見るよう促す記述を追加する。 	<ul style="list-style-type: none"> 1 ページ目に追加する方向で考えます。 桜台中学校のホームページには日々の給食についての記事はありませんがよろしいでしょうか。
44		<ul style="list-style-type: none"> 別紙にこれまでの背景・経緯を載せる。 	<ul style="list-style-type: none"> 行政経営改革の検討事項としてゼロベースにして考えることで本検討委員会が立ち上がったので、載せない方向で考えます。
45		<ul style="list-style-type: none"> 別紙に桜台住民の思いを載せる。 	<ul style="list-style-type: none"> 掲載について委員会で検討願います。
46		<ul style="list-style-type: none"> 桜台以外も自校式にする。 	<ul style="list-style-type: none"> 大変魅力的なご意見ですが、財政面、敷地の面で不可能と判断しています。
47		<ul style="list-style-type: none"> アンケートを差し替える。 白井市全体の学校給食についてではなく、桜台の学校給食のあり方についてどのような要素が重要かを選択してもらう。 ① 桜台の学校給食のあり方についてどのような要素を踏まえて、検討するべきですか。3つ選んでください。 <ol style="list-style-type: none"> 学校給食の衛生管理基準 財政を切り崩す項目 食育の充実 桜台の特色・魅力 調理場の現状維持（自校方式） これまでの背景・経緯 ②別紙に書かれた内容を踏まえ、あり方検討委員会ではどのような方向で検討していくのがよいと思われるか。 	<ul style="list-style-type: none"> アンケートを差し替えるか、委員会で検討願います。

		<ol style="list-style-type: none"> 1 自校式調理場をいかにして残していくかを検討していく。 2 センター移行ありき検討し、その中で自校式に近づけるような検討をする。 3 その他 <p>③ ②で1と答えた方に質問です。 その場合どのような順序で検討していくのが良いと思われますか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 現状維持の観点から「自校式調理場を基本として増床・改修をすることから検討する。 2 工費削減の観点から桜台小中敷地内に「親子式」として新たに調理場を建設することを基本として検討する。 <p>④ 今後あり方検討会でどのようなことを議論してもらいたいか書いてください。</p>	
48		<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート結果をもとに、どのように検討していくのか明確になっていないのに、アンケートをとるのはいかがなものか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回の検討委員会で決定済みです。議事録もホームページに掲載されています。ご確認ください。
49		<ul style="list-style-type: none"> ・これから白井市の人口を増やそうとしているのに、給食センターでまかないきれなくなったらどうするか考えているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人口推計を基に、考えています。
50		<ul style="list-style-type: none"> ・市長からの説明責任を追求してください。なぜ、桜台の保護者が怒っているのか分かりますか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の思いをくみ取り、本検討会が発足しました。

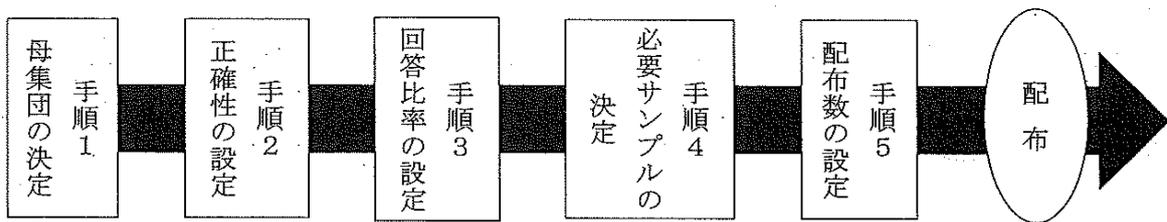
アンケート調査における必要サンプル数及び配布数について

結論：対象者である市民 63,012 人うち 385 人から回答を得られれば、統計上十分意味のあるアンケートが実施できたといえます（許容誤差 5%、信頼水準 95%）。

また、配布数は回答率を見込んで設定する必要があります。仮に、同条件で回収率 30% の場合、1,280 枚配布する必要があります。

1. アンケート配布までのフロー

必要サンプル数の算出及びアンケート配布までの手順



手順 1 母集団の決定

まず母集団を設定します。母集団とは、調査対象の条件を満たす全ての人たちを指します。今回は、白井市の人口 63,012 人（R3.3 現在）が母集団となります。

手順 2 正確性の設定

次に、アンケートの正確性について決定します。母集団のすべてからアンケートを取得するのは、費用・労力的にも困難であるため、母集団の中から何人かランダムを抽出して、アンケートを実施するのが一般的です。ここで抽出された対象者を「サンプル」といいます。

<許容誤差の設定>

母集団とランダムに抽出したサンプルとでは必ず回答結果がイコールにはならず、何%かの誤差があります。この誤差を何%まで許容するか（許容誤差の値）設定します。例えば、許容誤差を 5%とした場合、サンプルの集計結果である選択肢を選んだ人が 90%とすると母集団は 90%±5%、つまり 85%～95%の人が同じ選択肢を選んでいることを許容していることとなります。

<信頼水準の設定>

次に信頼水準を設定します。信頼水準はそのサンプルがどの程度の確率で許容誤差内の結果となるかを表します。一般的には、90%、95%、99%で設定されます。信頼水準 95%の場合「100 回中 95 回は許容誤差内の結果に収まる」ことを示しています。

一般的に、「許容誤差」5%、「信頼水準」95%で統計上は十分意味があるとされています。

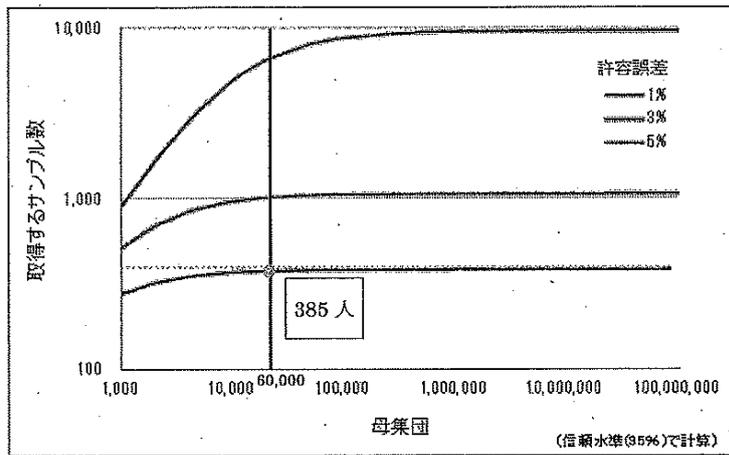
手順3 回答比率の設定

回答比率とは、母集団の中である同じ属性を持った人たちの比率のことです。

今回は過去に給食関連の調査を行っておらず、回答比率が未知であるため、必要サンプル数が最大となる 50% (0.5) を使います。

手順4 必要サンプル数の決定

必要サンプル数は、母集団の数や信頼水準や許容誤差等を使って求めることができます。母集団と許容誤差から必要なサンプル数を求めると、下記のようなグラフになります。



「何人くらいにアンケートを取れば良いんですか？ - アンケート集計ならトリム」を加筆修正

図から分かるように、いずれの許容誤差においてもある程度の母集団を超えると必要サンプル数は頭打ちとなります。例えば、母集団が 100 万の場合、許容誤差を 1% にしたいなら約 10,000 人のサンプルが必要ですが、3% の場合なら約 1,000 人、5% なら 400 人程度のサンプルを抽出すれば十分になります。

必要サンプル数を求めるための計算式は以下のとおりです。

必要サンプル数の計算式	
$n = N / [(\epsilon / \mu(\alpha))^2 \times \{(N-1) / \rho (1-\rho)\} + 1]$	
n	: 必要サンプル数
N	: 母集団
$\mu(\alpha)$: 信頼水準 95% の場合 1.96、99% の場合 2.576、90% の場合 1.645
ϵ	: 許容誤差
ρ	: 回答比率

本事例における計算は、以下のとおりです。

$$n = 63012 / [(0.05 / 1.96)^2 \times \{(63011) / 0.25 + 1\}]$$

$$= 384.16$$

N : 63,012 (R3.3 現在の白井市の人口)

$\mu(\alpha)$: 1.96 (信頼水準 95%)

ε : 0.05 (5%)

ρ : 0.5 (50%)

つまり、385 人のサンプルがあれば、統計上十分意味のあるアンケートが実施できたといえます。

許容誤差と信頼水準を変化させた場合の必要サンプル数は以下のとおりとなります。

表 必要サンプル数

許容誤差 \ 信頼水準	5%	3%	1%	正確性
90%	271 人	752 人	6,766 人	
95%	385 人	1,068 人	9,605 人	
99%	664 人	1844 人	16590 人	
正確性	低			高

許容誤差を下げ、信頼水準を高めることで、必要サンプル数は増えますが、アンケートの正確性を高めることができます。表中、最も正確性の高い許容誤差 1%、信頼水準 99% のアンケートを実施するには、全人口の 26.3% である 16,590 人の回答が必要となります。

手順 5 配布数の決定

アンケートを配布した全員が回答してくれるわけではありません。そのため、予想される回収率をもとに、アンケートの必要配布数を決定する必要があります。回収率はアンケートの配布方法、性質等によって異なってきます。基本的には、市のアンケート実績をもとに、配布数を決定することが求められています。

学校給食と直接関わりのある児童生徒や教職員、保護者を対象にしたアンケートは多くの先行事例があります。しかし、市民全般に対象を広げたアンケートの事例は限定的です。

下表は、学校給食と関連がみられたアンケートで結果が確認できたものになります。

表 学校給食関連アンケートの回答率

自治体	人口	アンケート名	対象	回収率
神奈川県 秦野市	163,960 人 (R3.3)	中学校の昼食に関するアンケートについて	住民基本台帳から 2,000 人を無作為抽出	42.1%
京都府 精華町	39,986 人 (R3.5)	学校給食基本構想策定に向けた住民アンケート調査	精華町にお住まいの 18 歳以上の住民 2000 人	42.7%
大阪府 大阪市 西区	105,463 人 (R3.4)	学校選択制と中学校給食について	住民基本台帳等から無作為で抽出した区民 1,000 人	32.8%

最も低い事例でも回収率 30%を下らないため、1,280 枚 (回収率 30%) 以上の配布で、統計上必要なアンケートを回収できる見込みです。ただし、市のアンケート実績等も含めた検討が必要です。

表 回収率と必要配布数 (許容誤差 5%、信頼水準 95%の場合)

回収率	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%
必要配布数 (枚)	3,840	1,920	1,280	960	768	640	549	480	427	384

(計算式) 必要配布数=必要サンプル数÷回収率

出典

- 「何人くらいにアンケートを取れば良いんですか? -アンケート集計ならトリム」
<https://trim-site.co.jp/first/firststep/qa001.html> (2021/4/23 閲覧)
- アンケート調査のサンプル数の算出方法 | お問合せポータル
<https://www.otoiawase-portal.jp/company/enquetchousa/contents/samplesize.html>
(2021/4/27 閲覧)
- 【5分でわかる】統計における適切なサンプリング数・度数分布表の階級数 | セーシ
ン BLOG
<https://www.nsspirt-cashf2.com/entry/2018/09/23/292/> (2021/4/23 閲覧)

小学校区別 アンケート配付数（案）（R3.6.1データより）

小学校名	家庭数	割合（％）	アンケート配付数（人）
白一小	139	4.8	72
白二小	70	2.4	36
白三小	511	17.4	261
大山口小	442	15.1	226
清水口小	297	10.2	153
南山小	352	12.1	182
七次台小	507	17.3	259
池の上小	318	10.9	164
桜台小	285	9.8	147
計	2921	100	1500

平成31年度決算での一人当たり維持管理・運営費の比較

学校給食センター

学校給食センター総務事務に要する経費 (A)	7,818,822 円
学校給食センター運営に要する経費 (B)	663,415,016 円
計	671,233,838 円
△賄材料費 (C)	286,409,801 円
△学校給食センター取得費償還金 (D)	62,588,328 円
人件費相当額 (E) 事務事業評価7,977,000円/人×3.5人	27,919,500 円
計	350,155,209 円
平成31年5月1日現在児童・生徒数 (F)	5,554 人
(A+B-C-D+E) / F ※光熱水費・人件費を含む	63,046 円/人

桜台小中学校

桜台小中学校給食運営に要する経費 (A)	45,381,138 円
光熱水費相当額 (自校式でない類似校との差額) (B)	9,000,000 円
人件費相当額 事務事業評価7,977,000円/人×1.5人 (C)	11,965,500 円
計	66,346,638 円
平成31年5月1日現在児童・生徒数 (D)	578 人
(A+B+C) / D ※光熱水費・人件費を含む	114,787 円/人

※人件費1人当たり単価7,977千円は事務事業評価の平成31年度予算単価

※人件費人数は学校給食センターで桜台小中学校給食の予算執行事務等で0.5人が従事